

渡部愿綱京師に在り、中御門卿の手を経て聖護院盈仁親王の御染筆正一位稻荷大明神の八字を得て歸り、神位を勸請すと云ふ、  
 北林山高現寺、本名村の南方小丘陵に在り、本名村に八景と稱するあり、曰く、御神樂嶽、古瀧、霧來澤、長淀、九月相撲、三隅山秋の月、湯倉温泉、北林山なり、中に御神樂嶽、古瀧等は遠隔なれども、他は皆村中乃至近傍に在り、長淀は本名村より橋立村に通ずる渡船場のある所にして、三隅山は此の渡船場則ち只見川の前岸上に聳ゆ、  
 鞍掛館、本名村字夏井鞍掛山下に在り、會津邦内古壘紀に、東西二十三間、南北二十間、栗田近江住とあるもの即ち是れなり、山上を殿上と稱し、少しく平地ありて四邊眺望佳なり、天文の頃、横田山内の支族右近介氏重此地方を領せしと云ひ、又天正年間山内帶刀俊隆此地方二十貫の地を領し、夏井鞍掛山に住せしとも云ふ、  
 關藤右衛門成義碑、關藤右衛門氏は會津の藩士にして、寛文の頃南山の總奉行たり、本村は從來水に乏しく、水田少なきを以て、糶米足らず、偶々凶年に逢へば、輸入の道絶えて其困難名狀すべからず、藤右衛門こゝに見る所あり、寛文中來を率ひて、溝渠の開鑿を企て、自ら人夫を督し、村民を勵まし、三年を経て成る、則ち寛文八年に

至り甫めて水を通ず、長さ二十七町、下ノ川堰口より下原に至り、水田に灌漑すること凡そ二十町歩餘、是より本村又凶作の憂なし、村民其徳を慕ひ、一碑を字船渡風來澤の見ゆる邊に建つ、碑石高さ六尺餘、刻して釋昇道と題す、側面には于時明和四丁亥天九月日期命日元祿十四辛巳年六月三日、細工人信州神林助八、施主村中と刻す、又他の側面には、當所在川分水、而先年會津家士關藤右衛門様爲御奉行時、寛文八年戊申八月發堰得流、以此一村蒙(マ)恩甚深、乃往長命寺寫靈名、建碑拜之、傳後世(傳)、文中寛文八年云々トアルハ、竣工後水ヲ通セシ年ト知ルベシ、起工ハ是レヨリ三年前ト知ラルと刻せり、人呼んで大堰と唱ふ、又明治十四年村民相謀り、稻荷堂より字下原に一堰を設く、長凡そ二十丁餘、爲に水田を開くこと凡そ七町歩に達すといふ、  
 湯倉温泉、本名村を距る西方二十一町餘にあり、只見川に沿ひ、岩石間より湧出する天然の岩槽にして、未だ風雨を覆ふの設けなく、纔に浴槽を設くるのみ、古へ若林權太夫と云ふ者漁獵し、此所に傷つきたる龜の浴せるを見たるによりて、一に龜ノ湯と云ふ、分拆表左の如し

炭酸全量 〇、七五 格魯爾 多量 硫酸 多量 珪酸 少量



鐵 少量 石灰 多量 苦土 多量 礬土 少量  
 那篤倫 著明 加里 著明 固形全量 五、二  
 温度 攝氏六十三度四分 (氣温二十九度ノ時)

横田村

中丸城址并附近の館址 村の東南にあり圓形の小山なり、本丸東西五十八間、南北九十二間、二丸東西三十四間、南北五十間、三丸東西二十五間、南北六十二間、首藤經俊(後世稱山内氏)の孫季基、文治五年源頼朝の奥羽征討の軍に従ひて功あり、會津郡伊北、大沼郡金山谷等の地を授り、乃ち大沼郡伊北山入黒熊岩(一に鷹)の頂に築き、横田城と號し、又中丸城とも云へり、孤山にして高く聳え、城中清水ありて、高清水と云ひ、旱歲にも涸るることなし、東に良々子澤の大澤あり、南は下平山林に續き、西方の大手口を大木戸と號し、麓の平場を中丸平と云ふ、向に且過川の流あり、橋を架して往還す、北は只見の大川を帶び、又河側に山内氏居館の跡あり、(東四三十二間、南北六十四間)四面に土隍の形址猶存す、是を下館と云ひ、今是を古館と稱す、又市廓の跡とて、館の西方に平衍の地あり、今菜圃となり、古町と云ふ、山内季基十餘代の孫刑部大輔氏勝に至り、天正十

七年葦名氏の爲に伊達政宗の軍を拒ぎ、屢戦ひ互に勝敗ありしも、衆寡敵せず、遂に横田城を退き、只見水窪城、大鹽中山城を守り、伊達氏暴虐の次第を豊太閤に具申し、援兵を乞ひ、獨力屈せず、伊達氏(伊達氏の將は大波玄蕃、草野備中、長沼彌七郎)と對陣せしが、翌年豊公の奥州下向の際、氏勝病に臥し、謁見に及ばず、遂に城邑を失し、蒲生氏の領地となれり、

横田大學居館址 本村中に在り、東西五十二間、南北四十三間、天正年中山内氏勝弟横田大學助の居館なり、天正十七年政宗會津亂入の時、大學助は徳川家康に仕へて駿府にあり、氏勝、伊達氏の侵掠に勝えず、書を駿府に送り、大學助を招ぐ、大學助乃ち暇を乞ひ、伊達勢と横田原に會戦し、勝敗決せず、大學助馬を躍らし、横に敵陣を衝く、敵陣披靡し、敢て當る者なく、殺傷甚だ多く、幾んど大波玄蕃を獲んとす、又我叛人河口勢を本名に襲撃し、斬首若干に及ぶといふ、實に十八年の春なり、尋で氏勝領地を喪ひ、大學助も共に流浪し、兄と共に上杉氏、蒲生氏、最上氏等に寄食せりと云ふ、子孫信濃にありと、

高根澤左留助居館址 端村高根澤にあり、東西二十四間、南北十四間、天正年中山内



氏勝の猶子高根澤左馬助居館なり、今は菜圃となる、左馬助は氏勝に従ひ、伊達氏を拒ぎ、内外參知せざるごとく、經略措置宜きを得て、屢戰功あり、後に大鹽中山城を守り、敵をして其境に入ること能はざらしむ、氏勝領地を失ひ、左馬助は高根澤に隱居す、其長男治部俊秋は宗家の留守として大學助居館に移り、能く斷礎を修し、餘燼を煽し、宗家をして其本館を失はざらしむ、其長男善九郎俊光なる者に至り、全家移住し、改めて横田氏と稱し、子孫相續き、専ら先業を守り、宗家と休戚を共にし、世々淪ることなしと云ふ、

瀧澤河内居館址 端村上横田の北にあり、東西四十間、南北二十五間、四方に土居の形蹟残り、天正年中瀧澤河内の居館なりと云ふ、今は菜圃となる、河内は山内氏に仕へ、終始一日の如く、同十八年氏勝布澤に向ひ、松坂に敗軍するや、敵兵勝に乗じ、矢石を飛し、我兵多く死す、河内、新國右京横山帶刀等と力戰し、氏勝をして僅に中山城に入らしむ、氏勝領地を失ふに及び河内沈淪して家に歿すと云ふ、子孫郷里に繁衍す、

鑿立温泉 大字越川字橋立村に在り、只見川沿岸の岩穴より湧出す、浴槽を伏せ、入

浴に便にす、然れども交通不便にして、浴客少なし、分析成分左の如し、

碳酸全量	〇、八五	格魯兒	多量	硫酸	多量	珪酸	少量
鐵	少量	礬土	少量	石灰	多量	苦土	少量
那篤倫	著明	加里	著明	固形分全量	六、〇		

温度 攝氏五十一度八分 (氣温二十九度ノ時)

伊夜彦神社 横田村の東方字一島に鎮座せる村社にして、天兒屋根命、神日本磐余彦命、天香具山命を祀る、此地只見川、山入川、良々子澤、四方を繞り、恰も島の如く、老樹鬱蒼として社内寂寥たり、建久元年八月山内氏の建立する所、爾時早疫流行し、四民困窮せしかば、此の地形を相し、神殿を造營し、越後國蒲原郡に鎮座せる伊夜彦大明神を勸請し、國家安全、五穀成就を祈り、郷中の大鎮守と崇め祭れりと云ふ、毎年九月六日祭事を執行す、

良々子澤不動瀧 山入川の尻にあり、路傍僅に入れば松樹の下不動の祠あり、傍ら巨岩連り、流水直下に落つ、高さ凡そ三丈、幅凡そ四尺伏して、見るべし、伏暑を知らず、本城寺跡 醫王山と稱し、建久三年眞言宗賢瑞阿闍梨下總國より來り、松前林の麓



に薬師の尊像を安置し、梵刹を建立し、佛閣殿堂屋を連ね、醫王山中丸坊和光院本城寺と號す、廣田山内家の祈願寺にして、季基、廣衡、治俊等代々本城寺に葬れりと稱するも、墳墓を見ず、此地の後方に字四十九院と呼ぶ所あり、東西四町、南北二町餘、地平坦にして墳墓の地なりと云ふ、口碑に據れば、伊達政宗の臣大波玄蕃來りて山内氏を攻むるや、玄蕃方にて姓四十九院と稱するもの此の地に陣せしに依り、以後四十九院と唱ふる由、今仙臺に姓四十九院なるものあり、するすいと呼ぶ、土人察せず、四十九院と呼び、此地に四十九院を建設せんとせし所ならんかと傳ふれども、信するに足らず、當時戦亂の餘、塚の如きも或は兵馬の蹂躪に委せしものか、詳ならず、明治の初年頃迄十三間四面(或は八間四)曼荼羅作りの堂宇ありて、中に薬師を安じ、十二神其他佛像多くありしが、皆頽廢して廢寺となり、新に小堂を建て、僅に薬師の座像を安ず、尊像丈一尺餘、傍ら僧宥範の木像あり、今松前寺の持なり、此の寺跡頗る平坦にして、横田村を眼下に瞰し、風景稍佳なり、西方巨大の五輪、石塔一基あり、當寺中興傳燈大阿闍梨宥範の墓とす、裏面に安永四年乙未正月初六日と刻せり、  
松前寺 燈傳山と號し、横田村に在り、文安年中山内大和守俊光の建立にして、曹洞

宗禪通和尚を開山とす、世々山内家の菩提寺にして堂宇極めて壯麗なりしが、大永五年四月回祿に罹り、緣起、什物等悉く焼失し、同六年僧昌祝再興す、文祿二年天寧寺十二世天菴來り住し、爾來天寧寺に隸す、寺の背後の山に山内氏勝墓と刻せる巨大の墓石あり、是れ氏勝の子の墓なりしを數年前削り改めて山内氏勝之墓と刻せるなりと云ふ、事に當りし石工今に生存して之を語る、氏勝は越後白河に卒し、彼の地に葬れること記録に存すれば、蓋し疑を容れざるなり、什物に大般若經六百卷、金剛經二十八卷、梵鐘一あり、又天寧寺住僧たりし龍山和尚の書あり、  
山入の景 山入とは横田より入川に沿へる石塚、新遠路、沼の又、山中、鮭立、藤倉、大岐等の村落凡そ二里の間を總稱す、山容水態奇にして幽なり、石塚、新遠路間路傍に風穴あり、岩石の隙より清涼なる風吹き來る、固より穴あるにあらざれども、土人稱して風穴と呼ぶ、

大俣村には柵ありしこと或書に見ゆ、東西十五間、南北二十一間、永正頃横田氏築き、天正頃新國隼人居とあれども、柵跡今詳ならず、此地方今新國姓なし、

## 大瀧村



大鹽温泉 大字大鹽地内只見川沿岸に在り、岩際より噴出す、浴槽を設け之を満ふれども、風雨を防ぐの設けなし、泉質は無色透明なれども、採酌し放置すれば濁を生じ、反應は弱酸性にして煮沸の後亞爾加里性となる、味鹹苦にして微に鑛氣あり、浦口の周圍は酸化鐵の沈澱を被ふ、泉水一リトル中、定量法に由つて定むる所の主成分左の如し、

格魯兒那篤留謨	六、八四	硫酸石灰	〇、七一二五
硫酸加里	〇、〇〇七三	硫酸苦土	〇、三五六五
硫酸那篤留謨	〇、五一二四五	炭酸那篤留謨	一、四〇〇九
炭酸亞酸化鐵	〇、〇〇五六七	<small>重炭酸鹽トナ リテ溶存ス、ナ</small>	
礬土	〇、〇四五四八	珪酸	〇、二二
合計	一〇、一〇〇八		
半化合炭酸	〇、七四四七一	遊離炭酸	一、三〇五二九
温度 <small>攝氏百四十度 華氏百四十度</small>	(氣温二十八度ノ時)		
俗傳効能	腫物、創傷、疥癬、眼病		

又川上凡そ十四丁を距る瀧澤村地内に瀧澤温泉あり、温度泉質効能等殆ど同じ、宇奈多理神社 郷社にして大字大鹽に在り、高皇產靈尊を奉祀す、社殿結構稍佳に

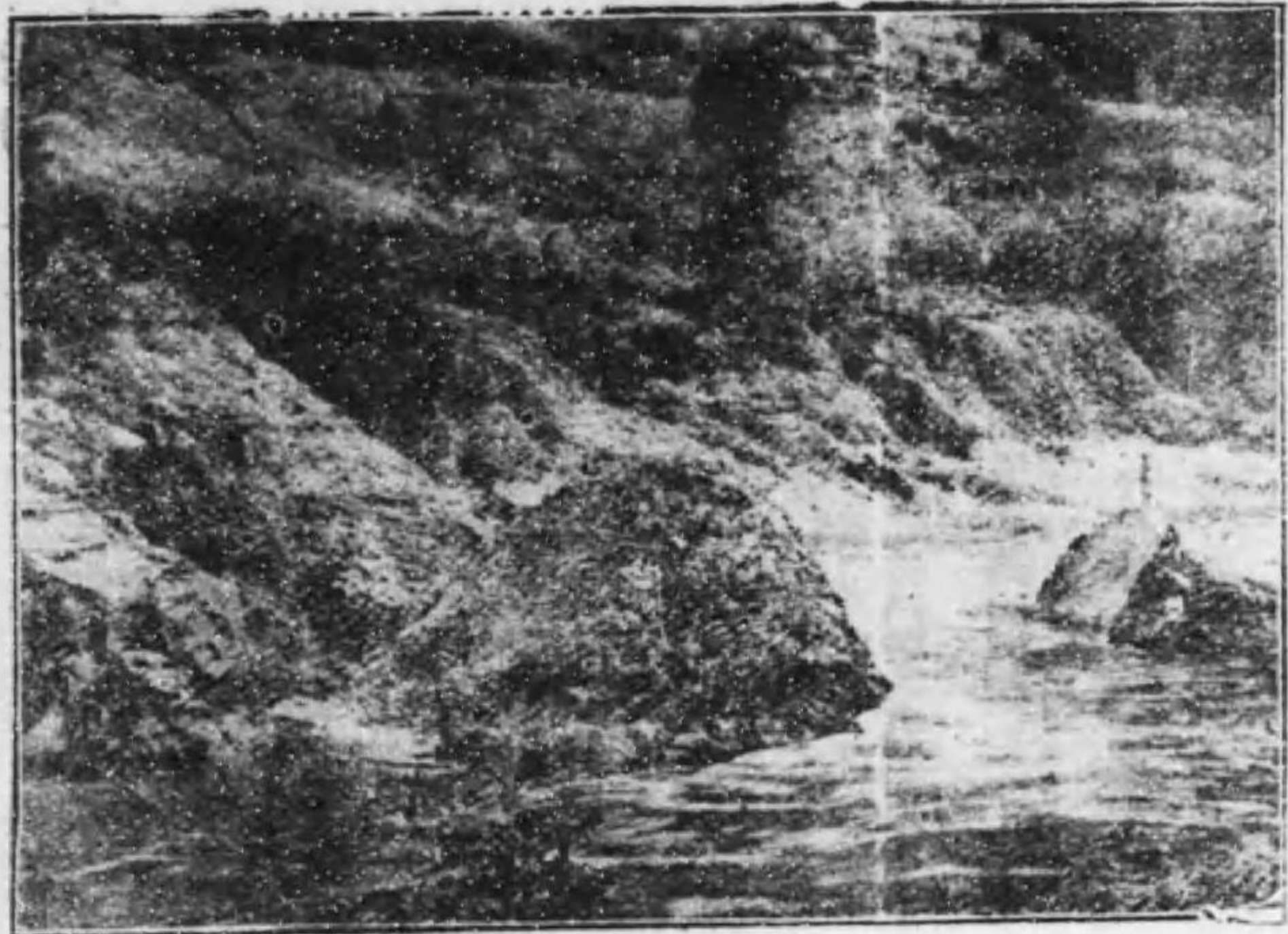


宇奈多理神社

して、三面山を繞らし、一面大鹽村を瞰し、幽邃なり、往古は高皇產靈大明神と號したりしが、明治二年宇奈多理神社と改む、縁起に據れば、大同二年の鎮座にして、建久二年に至り、山内季基之を大鹽に遷座し、尊崇至らざるなく、爾後元祿十年宮の前に遷座し、明治四十一年又現今の地に遷座し、同四十二年一月十日建御

名方命、大山祇命を合祀す、同年十月八日神饌幣帛料供進指定せらる、氏子大瀧村全部、竝に南會津郡十島、鹽澤、蒲生等に及び、地方人民間の信仰大に篤し、中山城址 大鹽村にあり、會津邦内古壘記に曰く、東西七十二間、南北八十一間、建仁二年壬戌横田氏築、天正頃管家太郎左衛門居と、又新編會津風土記には、大鹽村館迹村北七町、山上ニアリ、東西一町十二間、南北一町二十一間、中山城ト稱フ、山内氏此地





大 瀧 村 筏 返 し

ヲ領セシ時、菅家太郎左衛門善高ト云者城代セシトシ、天正十八年伊達氏横田ヲ攻シ時、山内氏勝ガ猶子横田左馬助某ト云者此城ニ據リシト云とあり、村北にあるは今要害山と稱し、昔し見張の山なり、中山城は今字中山と唱へ、大鹽村の東方に在り、只見川に架せる釣橋二本木橋の西北に當れり、横田四十九院と稱ふる山と相對す、今草莽となり、山上青松疎林あり、登坂の道なし、又字西部と呼ぶ所に、一の柵ありしこと、會津邦内古壘記に見ゆ、曰く、東西二十一間、南北十九間、永祿二年己未須佐七郎左衛門居、今烟地となり據るべきなし、不動瀧及夫婦瀧、瀧澤村と大鹽村との中間にあり、瀧澤川と云ふ、此の溪流を遡れば不動

瀧あり、又一里餘を上れば夫婦瀧あり、高さ凡そ三丈、浴客の探勝に適ふ、筏返し岩、只見川の上流大瀧村大字瀧澤地内に在り、河中怪石顯れ、流水激して波を起す、兩岩奇石連り、山水風光頗る佳なり、此の所を俗に筏返しと呼ぶ、舟筏怪石に觸れ、破碎して命を隕すもの多し、筏返し、大根下等は舟子の共に難所として傳ふる所なり、

### 野尻村

牛首城址及中丸城址、牛首城址は野尻男圓山上に在り、山甚だ高からざるも、野尻郷一帶を望むを得べく、傍ら野尻川前方を流れ、要害の地なり、此の地正平九年七月二十四日、山内信濃守俊行の築く所と云ふ、此山麓に宇出入口と稱する所に將監塚と云へるあり、山上中段にも又將監塚と云へるあり、

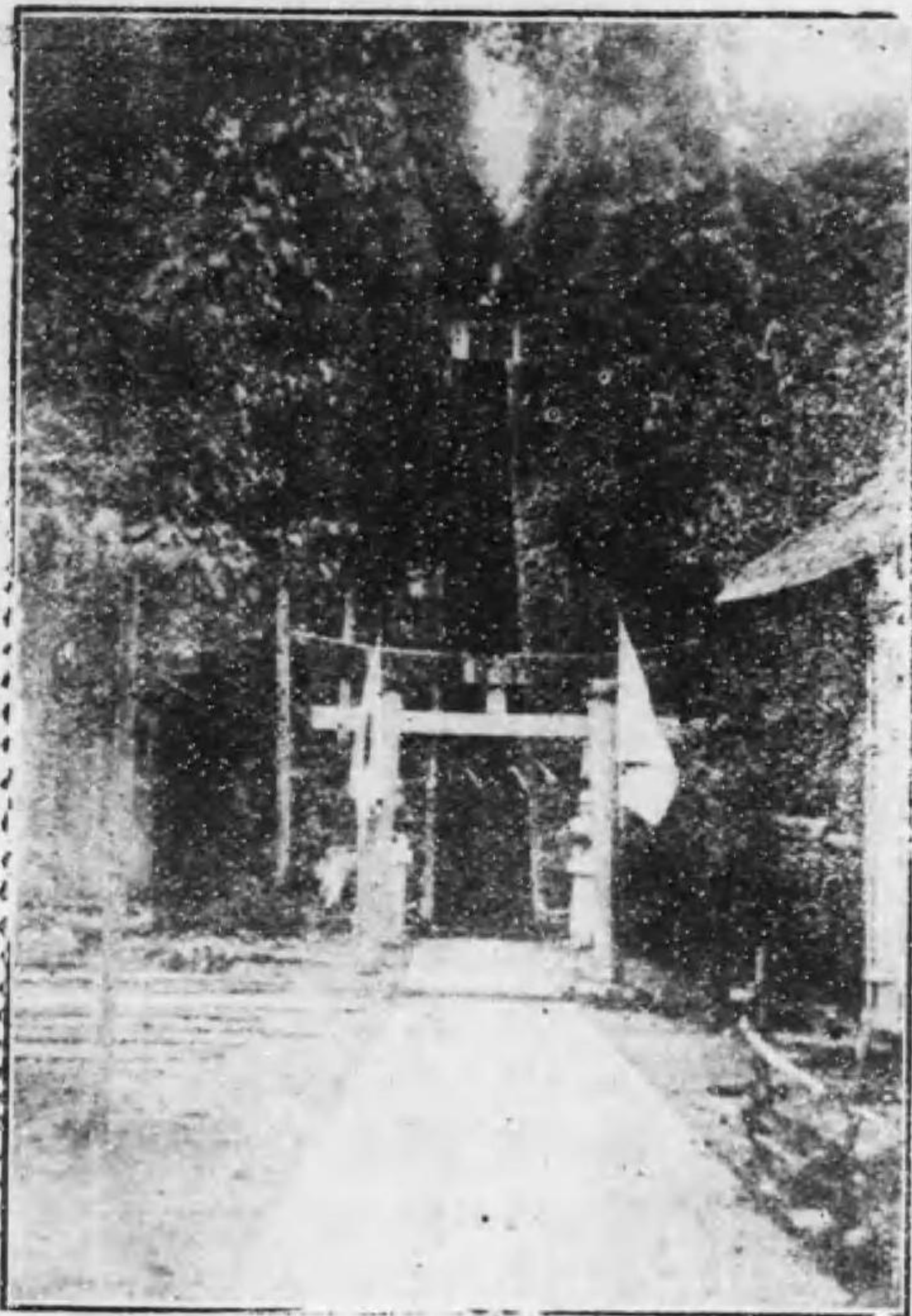
中丸城址は牛首城の前方に在り、野尻川を隔て、遙に牛首城と對峙す、山内俊行の築く所なり、但平居は山下中館と唱ふる村中の館に住し、事變に際し山上の城に立籠る、大永五年南山長沼勢堂本上總堂本左近等兵を引きて野尻を襲ふや、偶々道信、實俊父子黒川に赴きて在らず、道信弟道盛兵を集めて牛首城に籠り、防戦し終に上



總及び左近を打取る、今中向より下中津川に通ずる路傍字八幡原と云へる所、杉林中塚五個あり、左近塚と云ふ、此邊り牛石あり、形狀相似たるを以て云ふ、又下中津川

新田に七塚あり、今麻畑と爲り六個を餘す、何人の塚なりや詳ならず、

春日の神美女峠より遷座の砌り乗り給ひし石と云ひ傳ふ、元は美女峠の廣平と唱



野尻村春日神社

春日神社 大字中向字上ノ山に在り、明治五年四月二日郷社に列せらる、伊勢兩宮を初め武甕槌命、經津主命、品陀別命、倉稻魂命、天兒屋根命、比賣命等を奉祀す、此地野尻の平野を瞰し、眺望頗る幽邃なり、山下に巨大の一岩あり、昔

ふる所に在りしを、仁平元年現今の地に遷座せるものと云ふ、廣平は野尻を距る一里餘北方に在り、社掌菊地氏世々之を司る、

正法寺 大字下中津川に在り、大雄山正法寺と號す、本尊釋迦を安し、曹洞宗に屬し、天寧寺の末寺なり、堂宇稍宏壯にして、地方稀なる巨刹なり、前方野尻川流れ、館山を仰ぎ、風景佳なり、

美女峠 一名横深山は大沼郡野尻村より西川村大字間方に通ずる界に在りて、登降二里餘、人馬相通ず、海拔二千七百二十四尺の峻嶺にして、山頂清水湧出す、高姫清水と云ふ、猶少しく登れば高原あり、曠平と云ふ、數十町歩、粗板倉山に連る、粗板倉山は海拔三千四百八十六尺餘の高山にして、其の形狀粗板に似たるを以て名づく、相傳ふ昔高倉宮御通行の際、高姫御前の此の清水を御手に結び玉ひしより、高姫清水と稱ふるなりと、爰に又峠の名に就きて、美しき花の如き將た憐れなる口碑あり、左に録す、

壽永元曆の兵亂に平家没落して、中納言平維盛都落の時、維盛に仕ふる武士に眼指左衛門尉知親と云へるあり、維盛より暇を賜りければ、同時に切腹と存せしかど、



壹人の娘ありければ、愛子の情に甲斐なき命を存し、奥州に漂泊して此地に來り、横深山高野寺の遺跡に留り、歳月を送りける。其僕に彌藏と呼ぶ者あり、路傍に茶店を開き、餅杯賣りて主人に奉仕怠らざりしかば、誰れ云ふとなく、此所をモチカ澤と稱へしとかや、然るに左衛門尉の娘高姫は天性の美容日に麗しかりしが、又其頃同じ平家の侍士に中野丹下と云者ありて、免久保と云ふ所に草庵を結びて住ひき、丹下と姫と何時しか慇懃を通じければ、中野は其近くに來りて假庵を結びぬ、今に其所を「ナカノカヨ」と云ひなせり、或る日丹下故ありて暫く遠ざかりければ、姫は悶々の情禁へ難く思ひ、吾知らず足を運びて清水の邊りに出で、水を結び結びの神に祈誓しける歌に、

千早振神もなさけのましませばわかこひ人にあはせたまへや

此時より此清水を高清水とは申也、斯くして吾戀人は何處にましますや、彼處に居るかと思ね廻りける所を、今「イタカ坂」とは申也、然れど戀人の見え玉はざれば茫然として山下の免久保の方を眺め待つ所を、今「マツ坂」と云ふ也、待間程なく日は西山に没しければ、

いたづらに日はまつくらに暮にけりつれなき人をまつとせしまに

是より此所を「マツクラ澤」とは申也、遂に丹下の見え玉はず峰は嵐の音ばかりに甲斐なき身の上を恨み詫びて、戀々として空しく歸りしかば、是の時より此所を美女歸峠と呼びなせりとぞ

却説茲に左衛門尉は風の心地常ならず、病の床に伏せしが、程なく身退りければ、姫は云ふも更なり、彌藏もいたく歎きしが、斯くては果てじと智識の僧を頼み、遺骸を山の奥にぞ葬りける、是より此所を「メサシ山」とは申すなり、現に野面石の石塔あり、銘に云く、

俗名目指左衛門尉知親墓

元久二年六月七日卒

正元三年秋八月二階堂隱岐入道建之

按ずるに最明寺時頼並隱岐入道倫圓の諸國行脚に假託せるものと見えたり、今にては文字さだかに見えがたし、其後高姫と丹下とは婚儀を整へ、最も睦じく免久保の庵に春秋を送りけり、世を忍ぶ身とは云へ、柴の庵も詫敷暮し居りければ、或日



友の來りて申しける様、蔬食を飯ひ水を飲み、脇を曲げて之れを枕とす、樂みも亦其の中に在り、不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如しとなん慰めける、其所を「ヒチマカリ」とは申也、折柄鎌倉方には平家の殘黨詮議嚴しくて、身の置き所に苦しみ、終に世を思ひ切り、心中自害して憐れの最後をぞ遂げけるが、夫婦の魂魄忽ち石と化し去りしとなむ、今に二ツ石存在す、頃は建曆二年六月二十七日の事なりき、

其後彌藏は山間に籠り、只管ら法華經を誦して亡き三人の菩提を弔ひしとぞ、是より此所を「彌藏ゆふ」とは申しけり、或日歌に、

此の秋はたれにか見せんなき人のかたみに染る木々の紅葉を

數年の歲月を送り、果ては長閑齋と呼び、諸國行脚に出行きしとなん言傳ふ、  
會津四家合全山ノ内氏ノ卷ニ云フ、

野尻領間方村ト云所ニ大山アリ、其麓廣野ニテ、東西百間餘、南北三百餘間アリ、爰ニ有大寺、號横雲山高野寺ト、大同二年丁亥沙門空海東ニ下向シ、盤梯山惠日寺ヲ建立シ、即爲其末流、同年此寺ヲ空海建立シ、本尊祕佛大日如來ヲ自彫作シ、脇察三十六坊法相ヲ

造營シ、彼、大山ノ客殿ノ前ニ用、依是名ヲ前坪山ト、四方ノ高ヲ離シ、其高ト事百餘丈ニシテ、峯ハ入リ白雲ニ古木夥ク茂リ、月日ノ不レ請レ光ヲ、常ニ天狗集リ住ム、茲ニ云、其頃當郡ノ官司藤原中納言友則ト云人開基之ヲ、則此處ヲ大會津稱シ、五高野ト、大寺、高寺、八葉寺、是也、亦寺ノ前一町四方ノ池アリ、常ニ水不出、又流モ不レ入リ、日々午ノ時、此ノ池ノ中ニ計リ、自天雨降テ滿テ十分ニ、故ニ名ヲ時雨ノ池ト、其中ニ海老、文鯉、雜喉、鱒、鯉、大ニ有、其後仁平元年辛未人皇七十六代近衛院ノ御宇、安藝守平ノ忠盛爲下知ト、寺院坊舎一字モ不レ殘燒亡ス、其時本尊大日ノ尊像火ノ中ニ自ラ飛出テ、前坪山ノ岩ノ間ニ自立シ給、然レ其人足ノ不レ及ハ處、故ニ其儘ニ置テ、時天文三年甲午三月廿一日ノ夜、大沼郡逆瀬川ト云村ノ山ニ飛移ル、此ノ山ヲ號黒岩ト、但空海自入定七百年ニ當乎云々

### 大芦村

大芦村柵 會津邦内古壘記に、東西二十一間、南北十九間、皆川隼人住云々とあれども、今林と爲り、何等據るべきなし、

喰丸一戰 大永五年南山長沼、野尻山内を亡さんとて、勢二百餘騎を引率し來りて喰丸館の越に陣す、野尻勢聞くより、山内藤八郎實俊、手勢五十騎を以て向ひ、喰丸猿



友の來りて申しける様、蔬食を飯ひ水を飲み、脰を曲げて之れを枕とす、樂みも亦其の中に在り、不義にして富み且つ貴きは我に於て浮雲の如しとなん慰めける、其所を「ヒチマカリ」とは申也、折柄鎌倉方には平家の殘黨詮議嚴しくて、身の置き所に苦しみ、終に世を思ひ切り、心中自害して憐れの最後をぞ遂げけるが、夫婦の魂魄忽ち石と化し去りしとなむ、今に二ツ石存在す、頃は建曆二年六月二十七日の事なりき。

其後彌藏は山間に籠り、只管ら法華經を誦して亡き三人の菩提を弔ひしとぞ、是より此所を「彌藏ゆふ」とは申しけり、或日歌に、

此の秋はたれにか見せんなき人のかたみに染る木々の紅葉を

數年の歳月を送り、果ては長閑齋と呼び、諸國行脚に出行きしとなん言傳ふ、

會津四家合全山ノ内氏ノ卷ニ云フ、

野尻領間方村ト云所ニ大山アリ、其麓廣野ニテ、東西百間餘、南北三百餘間アリ、爰ニ有大寺、號橫雲山高野寺ト、大同二年丁亥沙門空海東ニ下向、盤梯山惠日寺ヲ建立シ、即爲其末流、同年此寺ヲ空海建立ス、本尊祕佛大日如來ヲ自彫作ス、脇察三十六坊法相ヲ

造營シ、彼ノ大山ヲ客殿、前ニ用、依是名ヲ前坪山ト、四方ノ高ヲ離レ、其高ト事百餘丈ニシテ、峯ハ入リ白雲ニ古木夥ク茂リ、月日ノ不レ請レ光ヲ、常ニ天狗集リ住ム、茲ニ云、其頃當郡ノ官司藤原中納言友則ト云人開基ス之ヲ、則此處ヲ大會津稱ス五高野ト、大寺、高寺、八葉寺、高野寺、大高寺、是也、亦寺ノ前一町四方ノ池アリ、常ニ水不出、又流モ不レ入ラ、日々午ノ時、此ノ池ノ中、計リ自天雨降テ滿ツ十分ニ、故ニ名ヲ時雨池ト、其中ニ海老、文鯉、雜喉、鱒、鯉、大ニ有、其後仁平元年辛未人皇七十六代近衛院、御宇、安藝守平ノ忠盛爲下知ト、寺院坊舎一字モ不殘、燒亡ス、其時本尊大日ノ尊像火ノ中、自ヲ飛、出テ前坪山ノ岩ノ間ニ自立シ給、然レ其人足ノ不レ及、處故ニ其儘ニ置、于時天文三年甲午三月廿一日、夜、大沼郡逆瀬川ト云村ノ山ニ飛移ス、此ノ山ヲ號黒岩ト、但空海自入定七百年ニ當乎云々

大芦村

大芦村柵 會津邦内古壘記に、東西二十一間、南北十九間、皆川隼人住云々とあれども、今林と爲り、何等據るべきなし、

喰丸一戰 大永五年南山長沼、野尻山内を亡さんとて、勢二百餘騎を引率し來りて喰丸館の越に陣す、野尻勢聞くより、山内藤八郎實俊、手勢五十騎を以て向ひ、喰丸猿



館に陣し、激戦す、南山勢室井湯田猪俣等敗北して走る、實俊時年十八歳なりきと云ふ、今此所を陣場と唱へ、畑中より矢簇を拾ふことあり、其後道信實俊父子黒川に赴くを窺ひ、南山勢堂本上總、堂本左近等を大将とし、再び野尻を襲ふ、道信弟道盛勢を集め、渡部河内、栗城清三郎、五ノ井隼人、小林與治右衛門、菊地三郎左衛門、齋藤佐治右衛門、布澤太郎左衛門等を始とし、牛首城に籠り防戦し、上總及び左近を打取る、長沼勢火を民家に放つて退く、野尻中向より下中津川に通ずる舊道の傍字八幡と唱ふる所に塚五個あり、左近塚と云ふ、

大島利三次ノ碑 喰丸の村端に在り、頌徳の碑にして、表面單に大島氏の三字を刻せるのみ、裏面に「江戸御直支配御代官平岡文治郎様御手付大島利三次殿一高八拾六石六斗七升九合内田高六拾石四升五合御見分ノ上御引高相成候名主山内彦右衛門代組頭市郎左衛門代百姓代久吾郎代施主村中名主山内順藏代安政三辰年九月吉日建之」と刻せり、利三次は江戸の人にして、代官平岡文次郎に屬し、大手附たり、天保四年偶々年穀稔らず民大いに窮み、四散流離するもの多し、此の時に際し、心を用ゐる救民の策を講じ、賑恤最も努めたり、喰丸村の如きは八拾六石七升九合の中、六

拾石四升五合を免除せらる、民之れを徳とし、碑を建て、今に至るも忌日に之れを祭ると、利三次は後江戸に歸り、天保十五年六月十四日歿す、下谷善龍寺に葬ると云ふ、  
観音寺 佐倉村に一古刹あり、観音寺と云ふ、今は無住なれど、此寺村の中央に在りて、観音を安置し、御藏入三十三札所の一にして、七番に位し、左の詠歌を傳ふ、

あはれみの眼に人をかへりみてかくも命のかきりなかりき

博士山 本郡第一の高山にして、大芦村、尾岐村、中ノ川村の三村に跨る、大博士、小博士、赤岩、上琵琶、森、明神屋敷等の數峰重疊して、全山鬱蒼たり、字明神屋敷と唱ふる所に石壘の跡竝に石船あり、往古伊佐須美明神の社跡にして、御神樂嶽より此の山に遷り、又明神嶽に遷れりと云ひ傳ふ、小野川村より山上まで行程凡そ二里餘、海拔四千八百九十一尺と云ふ、本郡の諸川水源多く此の山に因る、博士街道は里道一、等道路にして、博士峠と稱す、尾岐より大芦、中ノ川、野尻各方面に通ず、路の東北十數町を隔て怪石三あり、地藏岩、天狗岩、高岩と稱す、高岩五十丈、天狗岩二十丈、地藏岩十丈、各形に因て名く、天狗岩は五層の小穴あり、羅旋して登るべし、頂上天狗の面を置く、初夏の頃登山するもの少からず、



## 第六章 人物

### 序 説

本章に於て取扱ふ人物は、本郡に出生せる人物、又は本郡に留まり死せる人、或は本郡に事業を遺せし人等より之を撰出す、則ち武人としては葦名盛氏を始め、山内季英、沼澤重通等を記載し、其外書家、畫工、俳人、醫者、神官、僧侶より、孝子、節婦、義僕、善行者、工業者、志士等總て百三十名餘を調査し、以て之を録す。

### 第一節 武 人

葦名盛氏 葦名氏、其先桓武天皇より出づ、天皇四代の後胤上總介高望、七代の孫三浦大介義明の八男義連、始て會津を領す、義連より相承くる十六世、之を盛氏と爲す、大永元年辛巳二月一日生る、幼名を平四郎と呼び、父盛舜の後を承けて會津を治し、永祿元年、年卅八歳、從五位下修理大夫に任せらる、(會津人物史、盛氏の叙爵を天文八年とす、天文八年は父盛舜の代、父

子を混同辨別せざるの論なり、)盛氏天資英武、絶倫にして、會津仙道凡そ十七郡悉く旗下に屬し、或は岩城に出陣して佐竹と戦ひ、或は越後に入りて、上杉氏の一城を抜き、武威諸國に振へり、上杉輝虎、武田晴信、北條氏康等音信を通じ、昵近を求め、古河公方義氏も亦内書を入れて旨を通せり、時に盛氏黒川の里小田の城に居り、三戒を慎み、士民を撫す、恰も永祿元龜天正の頃にして、四海麻の如く亂れ、合戦到る所に止む時なかりしが、盛氏は下を憐みて民の租税を減じ、窮を賑し、危を救ひ、亡を存し、専ら民力を愛養せしかば、四隣皆其徳を慕ひ、領民各其業に安堵せり、信玄曾て天下の武將を評して、丹波の赤井、近江の淺井、會津の盛氏、若年の大將には、參河の家康なるべしと評せしも、宜なる哉、永祿十二年大沼郡岩崎山の巔に居城を構へ、元龜元年新城に隱居し、家を子盛興に譲り、剃髮して止々齋と號せり、然るに天正三年六月五日、盛興廿九歳を以て歿せしかば、再び黒川に歸り、政務を見るに至れり、同八年六月十七日病で卒す、壽六十歳、瑞雲院殿竹巖宗關大庵主と謚し、城東宗英寺に葬り、小田村に瘞む、墳墓今五輪の塔あり、木像は今尙は宗英寺に存し、大正九年國寶に列せらる、盛氏卒する前年、或夜夢に白眉の老翁顯はれ、



わするなよ六十路にかけて盟りしを  
と口吟して一禮するが如し、盛氏取り敢へず、

その行末を頼むことは

と答ひ、忽焉夢として覺めければ、昔文宣王の兩楹の間に奠められ、鄭康成が龍蛇の  
年を夢見たる、彼是の舊き跡ども思ひ續けられ、來年は何様命を際の夢想ならめと  
物語られしが、怪しくも其年逝去せられければ、諸臣薙露の歌に袂をぞ絞られける、  
盛氏能く人を識り、器に任じて將を使ふ、常に稚き者數十人を不斷衆とし、雪降る  
冬の夜長の徒然に、夜咄とて一人宛前に呼出し、何事なりとも世の事を語らひ、態々  
試み、其賢愚を察して後取立て使はれしと、又耶麻郡鹽川の城主七ノ宮自然齋を近  
づけ、下情を探り、或は天寧寺僧禪如を崇敬して、爲に罪科あるものを宥めしめし等、  
偉人の碎心用意大概斯の如し、蓋し盛氏七ノ宮自然齋を心易く使はれしは、彼れ下  
下の取り沙汰を總て有の儘に陳べける故なり、或日盛氏が彼が申す事にも、自然は用  
に立つとて、自然齋とは號せられしとなり、又禪如をして罪科あるものを宥めしめ  
しは、假令罪ありとも、常に仕ふるものにて殺すに惜しき者をば、此の僧の執成にて、

其科を宥すべきが爲なりきとぞ、

山内季基 下野守と稱し、幼名權六と云ふ、鎌倉雪の下山内俊通四代の後胤なり、  
文治五年源頼朝の藤原泰衡を滅すや、功によりて會津山村の地、及び越後魚沼郡の  
諸村を賜はる、佐原十郎義連、長沼五郎宗政、河原田近江守盛光等、亦各領地を賜はる、  
義連領土最も大にして、他の三家は之に隸屬す、季基長寛元年癸未八月二日、廿七歳  
にして入國す、是に於て川口谷伊北山入の里鷹巢山を相し一城を築き、中丸城と云  
ふ、十數町を距つる市井を横田と名づく、蓋し祖父曾て近江横田に住し、退去して下  
總豊田郡に城を築き、中丸城と名づく(倉城、佐)、故を以て季基亦この名を以て稱せし  
なり、子孫茲に住し、支族次第に蕃衍し、分れて七所に居る、十二代を経て氏勝に及び、  
領地大に廣まり、支族を合せて凡八百八十貫に至る、俗呼んで山内七騎黨と云ふ、季  
基建保六年三月廿日卒す、享年五十六、明桃將月院殿德應大信士と號し、醫王山本城  
寺に葬る、

沼澤重通 沼澤出雲守は山内家の支族なり、山内季基八代の後胤、俊光の四男、權  
太輔俊安、享祿四年三月始て一城を金山谷上野郷沼澤の地に築き、丸山城と名づけ、



同年十一月三日入城して之に居り、百五十貫の地を領す、俊安時に七十九歳なり、俊安より俊興、政家、實通、重通、相承く、四代實通、沼澤を氏とし、出雲と稱す、天正二年五月六日、三十六歳にて卒し、五代重通後を承けて、又出雲守と稱す、永祿元年三月一日生る、童名六郎、幼名を權太輔と云ふ、天正二年父實通死して後を承け、沼澤の地百二十貫を領す(是より先、二代俊興の三男左馬允氏信に、三、天正十三年五月、耶麻郡關柴の館主松本備中叛して伊達政宗に應じ、竊に其兵を導く、重通、富田、平田等と之を撃ちて備中を殺す、伊達氏の兵敗れて其領長井に歸る、天正十七年再び磨上原に戦ふや、利あらず、葦名氏亡び義廣常陸に奔るや、重通是に従ひ、芦原を越えて佐竹に赴きしと云々)

山内氏勝 氏勝刑部大輔と稱し、季基十二代の後胤にして、會津、大沼及び越後魚沼の三郡に亘り、支族を合せて凡そ八百八十貫の地を領す、氏勝天文七年三月九日生る、天正六年父舜通卒し、後を承く、同十七年六月五日、葦名義廣の伊達政宗と大に磨上原に戦ひ、義廣敗れて常陸佐竹に走り、政宗黒川城に入るや、氏勝河沼郡塔寺村にあり、直に黒川に政宗を攻めんと欲す、從臣固く諫む、乃ち兵を收めて横田に歸る、

原田休雪、片倉意休等降を勸むと雖も應せず、本城寺の住僧宥尊を遣し、石田三成に縁りて豊太閤に訴へ援を請ふ、秀吉仍て小田原征討の後、政宗を伐たんことを告げ、且つ上杉景勝をして援はしむ、時に政宗亦降を勸む、氏勝思ふところあり、自ら黒川に赴きて降りしが、三成の書を獲るに及び、氏勝竊に喜び、伴りて母の病と稱し、質を納めて歸る、政宗怒り、其臣大波玄蕃允に五百餘騎を附し、布澤、河口、野尻を嚮導とし、野尻口より攻めしめ、三月十七日早天横田に向ふ、氏勝邀ひ撃て之を破り、玄蕃敗れて布澤に歸る、氏勝一族と議し、退いて大鹽、水窪兩城の天險に據り、越後の援兵を待つに如かずとなし、自ら水窪の城に移り、横田左馬助をして大鹽城を守らしむ、既にして上杉景勝の援兵甘糟備後守、須田大炊助衆を率ゐて來りしかば、氏勝大に喜び、敵情を謀して布澤を攻む、松坂の嶮を上りけるに、敵の謀やありけん、腹背に敵兵起り、氏勝を夾撃す、氏勝が隨一の郎等横田出羽、同安藝を始め、矢澤が一黨十四五騎、其外都合六十餘騎之に死し、氏勝纔に虎口を通るゝを得たり、其の後ち大鹽、水窪兩城の守備を嚴にして敢て出でず、上杉氏の援軍亦故ありて還りしかば、氏勝彌勢微なりしが、幾何もなく政宗は其臣草野備中をして氏勝の押へとし、横田に置き、是年小



田原に赴き秀吉に降り、會津仙道の侵地を返上す、然るに氏勝節を守り、去年より堅固に支へたりと雖も、政宗の軍と對陣に急にして、小田原に參候するを得ず、又秀吉會津下向のとき、氏勝たましく病に臥し、降參の實を顯さざりければ、遂に領地を沒收せられ、天正十八年十月二日、弟左馬介宗氏及び二男九郎三郎と共に、其領地越後國魚沼郡上田庄浦佐郷大浦に住し、慶長二年剃髮して俊勝禪門と云ひ、越後、會津、宇都宮、最上等に轉じ、慶長十三年三月十五日、六十九歳にして越後國白河に病死す、同國大浦日光山延命寺に葬る、瑞亡院殿俊勝大居士と諡す、氏勝の嫡孫會津侯に仕へ、子孫今に傳ふ、

(附記) 氏勝の重臣に渡邊長門綱孝あり、代々大登、桑原、河井の三村を領す、政宗會津に亂入するや、氏勝横田に據る、政宗五百騎を大波玄蕃に附して之を攻めしむ、綱孝一族郎等を率ゐて之を途に要し、左、右の險に據る、敵入る能はず、道を轉じて砂子原、大谷、野尻を経て河口に到り、氏勝と戦ふ、又兵を分ち綱孝を攻む、綱孝微勢なりと雖も能く防ぎ、敵をして一步も境内に入る能はざらしむ、玄蕃、綱孝の背後に在るを憚り、遂に氏勝を攻ることを得ざりきといふ、氏勝漂泊の後、綱孝仕官

を求めず、家に終る、子孫今に在り、

第二節 志士

川島與五右衛門 諱は重英、通稱與五右衛門、幼名を與一郎といふ、尾岐郷遲澤村の人、安永五年四月十日を以て生る、父與五右衛門恭重、(墓碑に恭重と刻し、田中山三氏方系譜に重英とあり、今墓 神に)母は田中氏、(高田邑郷頭田中種 據る)其先は藤原氏にして、日野中納言家元卿の後裔なり、後醍醐帝の時、左近藏人惟頼なる者、楠公に隨ひ王事に死す、天正五年七月川島越中憲定始て會津に來り、盧名盛氏に仕へ、赤館庄小俣遲澤清水を領す、後ち慶長十六年三月蒲生秀行の時、始て漆木改役人となる、爾來世々蠟漆役人たり、與五右衛門生れて數月の後、父を失ひ、母に養はる、幼にして穎悟、稍長じて學を好み、書數に達す、年甫めて十五、武藝を習ひ、又書を江戸其亭に學ぶ、諸藝衆人に秀ぶ、寛政十二年、歳二十五にして職を襲ぎ、蠟漆改役となる、爾來十有一年を経て文化九年春、東上を志し、越後水原町某、及須賀川山城屋等に就き、資金を調達して、後ち江戸に上り、七月廿五日御殿醫某の手を経て十六ヶ條の願書を公義に達す、今願意の何たるかを知る



能はざるを憾とす、尋で又會津侯方免外餘蠟を買上げ、且つ直段も極て低廉に強て買取り、其他不正の筋々あることを幕府當路に訴ふ、蓋し貢蠟の法は、一戸毎に十匁蠟燭四挺を上納せしめ、殘餘を餘蠟と稱す、即ち免外蠟なり、此の免外餘蠟の買買は當時静岡、會津、米澤三所平均相場を以て買買せしが、當地南山の地は公領に屬して、會津藩御預け地なりしかば、藩吏之に乗じ、右相場に拘らず低廉に買上るが爲め、地下の民不利を蒙ること甚し、與五右衛門蓋し此事を彈劾せしなり、是より先き、與五右衛門郷にありて郡中木實檢見廻村の節、村々難澁の様子を見、且つ郡民皆與五右衛門に絶り、餘蠟買上の非其他の酷政を歎願すること切なりしかば、筋違の訴なりしかども、與五右衛門其窮狀を憫みて、この祈願ありしなり、是に於て幕府打捨て置く能はず、藩に命じて實否を糾問し、藩士小姓頭廣川力四郎、番頭組組頭梶原雄三郎、副將附組頭高橋伴右衛門、相州物頭横山數馬、無役組坂十郎左衛門等を江戸に召致し、糺明せらる、是等皆先役の時其の事を議し行ひし者共にして、廣川力四郎は當時蠟漆木上役たりしなり、翌文化十年藩主容衆公江戸に在り、二月六日餘蠟買上其他の事公儀の裁決ありて、不正事件悉く暴露し、廣川力四郎、梶原雄三郎、高橋伴右衛門、

横山數馬、坂十郎左衛門等所罰せられ、餘蠟買上の不正大に改まり、郷閭其義を徳とせり、然るに與五右衛門も亦役儀及び扶持給召放たれ、流浪の身と爲る、所謂身を殺して仁を成せるものと謂ふべし、其年秋の頃獨り郷に歸る、一説に曰く、此の時尾張侯川島の退役を聞き、食祿三百石を以て招き、其臣加藤右近嫁するに其女を以てせんと欲せしも、與五右衛門從はず、偏に老母を思うて郷に歸ると、是を以て藩與五右衛門を含むこと甚しく、其家に在るを聞くや、奉行の召命なりとて、吏を派して誘致すること數々なりと雖も、常に病と稱して出でず、數日の後、吏十餘人籠を調ひ來り引致せんとす、與五右衛門復た應せざりしかば、吏土足の儘闖入し、上意と稱して手錠を掛け、捕へて籠に乗せ、以て若松に致し、之を官宅に封ず、數日の後奉行所の穿鑿に逢ひ、公儀の達書を示して兩刀を取り上げ、終に之を牢舎に投じて殺す、(牢内)實に文化十一年十一月廿五日なり、歳三十九、(會津外史には十一月五日とあり、森惡の科建つ云々とあれど、川島墓碑に)親戚故舊門人等相集り、遺骸を斂めて龍門寺に運び、後居村遲澤の墳塋に葬る、翌十二年白髮太夫大に顯れ、漆葉を食みしかば、漆樹も半ば枯死して蠟を採るに由なく、人々怪しく思ひけり、之れ全く與五右衛門が怨念の致



す所ならんと、専ら言ひ嘆しければ、以後白髮太夫を與五右衛門と稱す、與五右衛門子なし、曩に東上に際して其妻を離別す、家に一人の祖母一人の老母あり、老母與五右衛門に後るゝこと七年、文政三年六月廿四日歿す、後五十有餘年を経て、文久三年三月、門人等相謀り、竊に關根村不動堂の邊りに一碑を建つ、

(表面)重英靈神

(裏面)靈神藤原氏、其先仕葦名氏云、靈神住陸奥大沼郡某村、嘗與御買上餘蠟利、郡民德之、亦善書、遠邇受業者數百人、其謝世距今五十年、人猶追慕不已、茲建石以祭焉、  
文久癸亥春三月庚戌、門人暨有志等敬識、

此の碑は沼原村長嶺治郎太夫等の主として建つる所なるが、當時藩に憚り、故らに匿名を以てせりと云ふ、當時建碑の費を寄附せしものゝ氏名を木札に記し、不動堂の北椽に掲げ、今猶存せり、與五右衛門書狀一通、箕作村馬場安意所藏す、寫して以て左に掲載す、此の書狀を熟讀すれば、當時事狀の一半を知り、且つ與五右衛門の人と爲りを知るを得べし、

御手元へ御取置被成候元締立會ニ而披見致候處、皆會津之取計之次第申遣候

事書中に付、大慶いたし候、此段昨日御晰し候間、申述候、

昨日は參上、久々に而寛々得御意大慶に存候、然ば其每度國元歸國之趣、色々御深切に御教示被下、御申聞之趣、逸々申譯も無之仕合に存候、是迄は染々御晰も不致差置候處、昨日御申聞之趣ニ而、押隠し差置候而、不本意、却而如何敷候に付、左に申述候、昨日御面談之上申述候而、彼是□申聞も可有之候間、以書狀申述候、全體右一件之始末、委細御存も有之間敷候處、去八月中御吟味之節、別紙十六ヶ條廉々御吟味被成下置候へば相分り可申哉之趣申上候處、右之内、漸三ヶ條御吟味相成候條、重立候不正筋有之分、御吟味なしニ而、甚以心外至極奉存候、尤支配下より金子借受候儀、又虛名いたし候段、白紙印形等之儀、不正筋ニ而御暇被下置候所、既に於會津は、支配下より金子爲差出、苗字帶刀迄差免じ候儀は、不正筋石代上納之儀も、新御預所分も、南山石代より三升高を以、私領ニ而引受、代納仕候由申上、年々地下手當之品物を以、四百匁餘宛私領之横領に相成候、杯は、甚以如何敷、此儀者遠藤、山本申聞書狀も在之、又は小川窪村へ蠟懸處相拵取計候始末、其節役所へも申達候、右村方お手元吟味いたし、逸々證據も有之候所、右十六ヶ條之内、漸三ヶ條御



吟味在之候處、一旦御裁許相濟候儀申上候而ハ、御裁許破り候様にも可相成哉之趣、其筋承候處、三ヶ條之趣御吟味願立候へば、裁許破りに相成候處、是迄吟味外の廉を以奉願候へば、裁許破りにも不相成由承及、尤先達而中將様、少將様御逝去の節、地下において殊の外騒々敷、既に御代官所願立候哉之風聞有之候間、委細貴様方も御存之通、私宅へ村々呼立、教諭いたし、其上金山谷筋杯へは、拙者立越申論申宥め、以來地下難立行程之儀も有之候は、自分方ニ而願立遣候間、此節右様之儀願出候而ハ、不宜儀之由申聞候處、先達而より新規之取計有之、地下難立行程節に至り、夫のみに致候而ハ、先言を失ひ候様に相當、地下へ對し候而も申譯無之仕合、迎も國元へ罷下候而ハ、面目實儀とも失ひ候様に相成、尤拙者家之儀は、委細御自分方存候通、天正五年より舊領東尾岐に罷在、先祖より田畑山林等も御座候處、亡父忠吾儀、私誕生年病死いたし候處、祖父與五右衛門次男三男も在之候處を、私に家督爲致候後、此度上下御爲筋存寄申上、對公儀聊後聞儀も無、巨細身分に抱候儀を以、箇様之身分に相成、尤於會津は古法改新法に致候節は、公儀江奉窺可取計筋、勿論上下不正筋有之儀は、夫のみに相濟候而ハ、何とも心外至極、生き甲斐も無之

仕合、且は未だ存命罷有候祖母江對し、如何様にも申譯けも無之仕合、迎も存命致候覺悟無、御座候に付而ハ、先達而地下願之通、御代官所にも致度候間、拙者身命に替、御箱訴致候上に、大目附衆は凡而大名衆江何歎不正筋有之儀は、御懸合ニ而御糺し有之候由に付、右江も申立候積之處、會津ニ而も未だ廣川力四郎、坂十郎左衛門御免無之由承及、右一件落着未だ御答メ御免無之内、御箱訴申上候而ハ、如何之趣懸意之もの申事に付、先づ見合罷在候、

右廣川、坂兩人御答メ御免上は、早々奉願候積りに御座候、且亦先達而川手八左衛門、木藤丹藏儀は、若年之頃より別而世話にも相成候事に付、是迄は一向に交通も不致候處、私許あしき様存居候哉も難計存候、仍之別紙兩帳差遣候、

右之始末之由申述候後、暫右兩帳先方ニ而留置相返し不申候間、兩三度人差遣し、拙者にも屋敷へも參吳候由申越候處、如何様之譯柄ニ而私相招候哉、難計存候間、不相越懸合候儀、島崎榮仲より承及、私へ一向不申聞、川手木藤方へ取扱之義申遣候へば、何歎惡しく氣取候哉之返事にも在之由、左候へば、私義對會津ゆすり箇間敷義にも心取被致候哉之由に候得ば、尙更私一分不相立候間、迎もおしからざる



命御座候間先日も母方へ申遣候には、都而武門江入候而は、亂世之節は幼少ニ而も初陣に罷出、打死致候義、每度不珍、大平之御代に、上之御爲、地下萬民之助精相成事に候はゞ、身命に替り奉願候義は、亂世之打死同様候間、打死致候とあきらめ吳候様申遣候、御自分方留主中も、色々御深切に被成下候段海山忝、尙又先日より歸國之儀御勸メ之儀、難默止存候處、此義許は祖母江對し地下へ對し、歸國必至と致兼候、何れにも私身分難相立候間、是迄之助命と存候外無他事、再應御吟味奉願候積、尤箇條之内、三ヶ條は相濟候へ共、残り箇條之廉々御吟味奉願候に付而、御裁許破にも不相成候間、廣川、坂兩人之落著相待居候事も御座候、且自分之所存、初より申述候はゞ、彼是と御申聞可有之と存、差控罷有候處、餘り御深切之處も難默止候間、荒増以書中申述候、此後如何様歸國之儀御勸被成候とも、中々以罷下候所存無之候間、御面談も是限と存候、たとひ拙者如何様に相成候



川島與五右衛門書狀

とも、祖母、母兩人之身之上、何分厚御頼申述候、尙又地元百姓共に致候而へ、皆以私慕ひ罷在候由、折々深切之書狀差越候儀も在之候得ば、私惡しみ候族も可在之候得共、又は私方之もの七分通りは有之候ものと存候間、書狀壹本を以、郡中安危に相抱候儀も自由之事に御座候、拙者義も私欲に致候義には無之、皆以箇様意地張り候義も、上下之御爲之義、右幾重にも此段可然様、一體へ御申傳被下度奉願候、以上、

四月十五日

川島與五右衛門

安左衛門様(主馬場氏)

清 吾 様(小栗山村名)

なほ、餘蠟御買上之儀も、會津ニ而買取候儀、不正筋に相成、五人之もの御谷め蒙候へば、以來會津ニ而買取候義は不相成、且亦去十一月十四日口上書印形之節、長井孫太夫口上書之内、計ひ金之義は、以來地元より決而取立候所存無之趣之請書差上候に付而、右金は捨りに相成候間、是又地下へ御嘶可被下候、免外前金鹽代金等も、是又捨り金に相成候事に御座候、左候へば、於地元も、不少潤



ひに相成可申候、地下よりも度々深切に交通申越候丈、於自分不被捨置、此度は壹所懸命之願申立、御代官所に致候歟壹つ、拙者首差出候歟壹つ、貳つ壹つ之場に至り申候、聊も殿様に對し候儀は無之候得共、御預方役人、私領役人之心得違を以、無據願立候儀に御座候、其外川々御普請所人足扶持米之儀も、公儀之御振合と、國元之渡し方、甚相違候様にも相聞、先達而自分に不抱儀迄申立趣、被傳聞候處、先年何事に不寄、上下御不益筋之儀は申立候様、御下知も有之候へば、申立候迎、首之飛ひ候程之越度ニも相成申間敷様に存候間、祖母や母にも、逆も之事に、最少し乗出し候舟、引返し候節は、必怪我有之ものに御座候間、行先迄是非々々乗付、遂本望度候間、免じ吳候様、幾重にも御申聞可被下候、  
右之趣申述度、此末如何御勸め被成候とも、罷下り候所存無之、私儀も得御意申間敷候間、厚御頼申述候、廣川、坂兩人落著相待事に御座候、以上、

新左衛門 大栗山村名主新左衛門は、川島與五右衛門の門弟なり、元祿六年生る、長じて學を與五右衛門に受く、文化九年春與五右衛門願書を携へて江戸に上り、幕府に訴ふるや、新左衛門郷に在りて文通すること三度、後ち與五右衛門捕はれて獄

に投せらるゝや、新左衛門も亦若松に招致せられ、文化十一年正月廿七日若松に著し、其れより嚴しき吟味を受け、沼澤村左兵衛、水沼村幸藏等も又呼出され、三人同じく嚴敷詮議を受く、二月五日新左衛門一人入牢せしめられ、十數度の呼出し吟味にて、二月廿二日出牢、一先づ大栗山に歸村、謹慎申付らる、在所に謹慎中、同く文化十一年四月九日、役人三人居村大栗山村に出張し、翌十日新左衛門引致せられて再び若松に赴き、十一日若松町著、同日夕刻再び入牢せしめられ、嚴敷詮議を受く、此度の詮議は、先きの同牢者里見某なる者、相牢中の事共虚言取混せ妄告せしに因る、詮議の上、終に里見と對決して申開き立て、五月廿八日出牢、六月三日在所に歸り謹慎す、其年十一月廿一日事落著の呼出にて、廿三日若松著、廿四日休日、廿五日役所に出づ、此の日早天川島與五右衛門死刑に處せらる、新左衛門之を聞き、驚愕悼惜して措かず、此の時新左衛門三十四歳、川島は三十九歳なりと、其他關係者各々罪を受く、新左衛門徒刑一年半に處せられ、水沼村幸藏は徒刑一年に處せられ、檜原官藏は突刑七十に處せられ、西方村鶴吉は突刑三十に處せらる、其他同牢のもの各刑あり、又十二月廿二日沼澤村名主左兵衛一年、東尾岐臺の名主清吾半年、箕作村名主安左衛門半年



其外坂下質屋七兵衛半年徒刑に處せらる。翌廿三日竹千代様御誕生にて大赦に逢ひ、悉く赦されて各在所に歸る。翌文化十二年十月新左衛門歸役許されて、再び大栗山村名主職となる。

新左衛門筆記に成る文化十一年戊正月御呼出御用一卷十數百枚あり珍らしき

記録なれば表紙一枚を撮影し參考に資す、



大栗山名主新左衛門  
手帳ノ表紙

右卷中一小部分を抄録す、

二月五日の夜、入牢仕候砌、夜具等早速入不申、身弱の私、寒氣凌かね可申と、與五右衛門方より著替の綿入遣吳候に付、逢牢之忠吉、里見へ私より談事候は、加様の儀不相成、故に分ケ牢ニ被差置候ものを、衣服等借置候ては、如何敷、乍併深切に遣吳候を、手前の身拔ケ計を存、直に返し候も心なき様、如何致し可然哉と承候へば、格子番忠吉申候ニは、衣服等のかしいらへは、度々有之事、尤深切に着用をぬき

遣候儀、直に返候も如何敷、先づ差置候様申候に付、夫成に致居候へば、翌幕方に、尙又定番政右衛門參り、格子の間より一通投ケ込歸り候故、取上開き見候得者、與五右衛門殿より遣候、よこし文意は、私入牢の段、氣の毒に存候旨、其外是迄小前の爲に致度、一命も差出居、千辛萬苦相盡候事も、いかなる事哉、諸事不都合に計成行、今更水の泡と消候のみ、幾重にも口おしき仕合、しかし斯様に相成候上は、無是非次第、少も我々を厭ひ吳候に不及候間、兎角諸事の儀、實體に申上、御吟味果敢行に相成、永く糺明不致様(下略)。

### 第三節 神官

小川清流 清流、舊名傳吾、紫蘇園と號し、晩に清流と改む、文政三年六月十二日若松に生る、長じて會津藩御式方を勤むること十年、轉じて御用所役人と爲り、明治十八年若松中學校國語科教員を命せられ、十九年退職し、二十一年伊佐須美神社主典を拜命し、爾來高田町に住す、二十五年九月廿一日八木澤村に赴き、病で歿す、享年七十三、高田町伊佐須美神社背後の神葬共同墓地に葬る、清流曾て和歌を野矢常方に



學ぶ、戊辰の役藤原を退くや、一首を營中の梅梢に結ぶ、曰く、

時有て暫しはひけと梓弓もとの手振にかへさゝらめや

又明治十年西郷隆盛の叛するや、官軍の捷報を得、一首の詠歌あり、

ふき傳へ聞もいさまし残りなく、仇をつくしの風のおとつれ

高田に在りて宮司武井庸と謀り、敬神の道を講じ、歌會を設けて地方子弟をして詠歌に志さしむ、著はす所柞嵐、梅野歌草、嵐の餘波、見禰山年中御神式略等あり、

武井庸 武井庸は會津藩士武井柯亭の長男にして、母は山内瀧口の女なり、始め萬太郎と稱し、後に家名を襲いで寛平と改む、嘉永二年六月八日若松郭内本三ノ町に生る、やゝ長じて藩校日新館に入り文武の藝を學ぶ、元治元年父に従て京都に在り、七月十九日長州藩の徒黨禁闕に襲來の節、從軍して四方に奔走せり、慶應元年五月家を嗣ぎ、明治元年正月三日京都伏見桃山下の合戦に加はり、尋で會津に歸り、兵を率ゐ、國境東方面に向ひ、各處に戦鬪し、續て朱雀一番寄合組中隊頭を命せられ、若松城に籠れり、(中隊頭は當今の聯隊長の地位に當る、子時年廿歳)人と爲り慷慨にして氣節あり、性温良淵澄にして能く人を導き、神道を學び、奥儀を極む、又一刀流の劍法を能くす、明治四年十

二月東京府等外吏となる、六年十一月十五等出仕に補し、七年二月伊佐須美神社宮司に任ず、十年七月西南の役に際し、宮司在勤の儘徵募巡查取締申付られて出京し、尋で二等少警部心得申付られ、新撰旅團第十大隊へ編入、第二中隊長勤務中、新撰旅團整列式 天覽を蒙る、八月末解隊歸郷を命せらるゝに方り、曩に西南の騷擾に際し、能く報國の義務を辨じ、速に應募出京候段奇特の至也とて、慰勞金を下賜せらる、十五年十二月從七位に叙し、廿六年十二月正七位に叙す、三十年疾に罹り、七月臨終の際特旨を以て從六位に叙す、時年四十九、依て高田町神葬墓地に葬る、明治元年戊辰の兵火に罹り、當社の舊記類多く烏有に歸し、且つ百度廢替變革の後を受け、能く諸般の社務を整理し、明治七年赴任以來是に至る迄廿四年の間、終始一貫能く敬神の誠を盡せり、

高野通文 通文は天保十二年九月十九日若松桂林寺町に生る、家世々受證院と稱し、修驗道たりしが、維新の際修驗の廢止によりて還俗し、明治六年一月耶麻郡小田付村郷社出雲神社祠掌拜命、同時に入田付村並に下柴村鎮座村社五ヶ所の祠掌を拜命し、又同年四月第四大區小十三區小學校の助教試補を兼ね、十年十一月、耶麻



郡喜多方町郷社諏方神社、同出雲神社、同一ノ木村飯豊神社、同官拜命、十一年三月、同郡熊倉村鹿島神社、同官を兼ね、十四年十一月少講義に補し、十八年六月伊佐須美神社主典に任せられ、廿一年八月同福宜に補せらる、人と爲り誠實にして能く職務に勉勵せり、廿九年九月十五日宿直の夜廻廊に怪火發りて全焼せり、翌年八月十三日又宿直の夜、拜殿の屋上に火發れりとの警聲を聞き、著服を改め、烏帽子狩衣を著し、神殿内に入り、神體を奉じて猛火の爲めに斃る、翌日灰燼の中より尋ね出して高田町神葬墓地に葬る、于時五十七歳なり、

#### 第四節 僧侶

智鏡上人 智鏡上人は高田法幢寺の住持にして、權少僧都なり、伊佐須美明神社の再興を計りて功あり、後柏原天皇の文龜三年、明神社炎上し、贈爵綸旨を失ふや、上人、田中道綱、藤田左衛門等と再興を計り、天文廿年春京師に上り、後奈良天皇に上奏し、綸旨を失ふの罪を歎き、再び贈爵の事を歎願せしに、其年十二月十四日再び正一位の綸旨を賜り、且つ扁額を授けらる、炎上より以來、此の間殆ど四十有九年なり、超

て廿二年、伊佐須美神社背後文殊堂の左入口に一の塚を築き、穴を穿ち、生ながら棺内に入れて捨身往生を遂ぐと云ふ、其棺に入り穴に下るや、僧に告げて曰く、己れ鉦を鳴し、死に至るまで唱言すべし、鳴唱共に音なきに至らば、土を掩て之を埋めよ、吾寂するの後穴中にて唱へしは、何事ぞと人間は、中臣菟なりと答へよと言ひ終て穴に入る、遠近の緇素傳へ聞き、來り詣るもの晝夜引も切らざりけるが、二十二日目に至り、音絶えたるに依り、其日を命日と定めたりとぞ、時に八月廿九日なりと云ふ、上人姓氏年壽を詳にせず、或は云ふ京神の出なりと、墳上五輪の塔あり、高さ六尺餘、梵字を刻す、人呼で智鏡塚と云ふ、

天海僧正 天海は會津高田の人なり、父を船木景光と云ふ、(新編會津風土記、道光院殿、義永、道光居士とあるに據れるが、今碑陰に、船木兵部少輔、景光とあるに據る、船木系譜亦、景光に作れり)其母曾て文珠堂に祈りて孕むることあり、胞内九ヶ月にして生る、時に天文十七年正月朔日なり、永祿三年歲十三にして、龍興寺僧舜幸に従ひ剃髮す、天正十七年、革名氏亡ぶるや、義廣に隨ひ、芦原を越えて常陸に走る、偶々敵の追撃甚だ急なり、天海身を以て之に當り、纒に難を免ると云ふ、爾後諸國を遍歴し、慶長四年武藏仙波の喜多院に住す、八年下野國長沼宗光



寺に移り、尋で家康に謁し、爾後諸般の密議に參して、葦草する所ありきと云ふ、後陽成天皇嘗て詔して法要を問ひ給ふ、奏言甚だ詳明なりしかば、擡でられて僧正と爲り、御杖、法服、帽巾等の恩賜ありきと云ふ、此時山科毘沙門堂に留り、勅を奉じて寺號を賜ひ、寺を修興せりと云ふ、後ち駿府に入り、再び武州川越喜多院に居り、後命に依り下野日光山に移る、謂へらく、己れ終焉の地なりと、蓋し齡已に古稀を越え、歸鴨西山に還るの感に堪へざりしならん、寛永二年秀忠東台に寛永寺を創むるや、天海を招いで事を計らしむ、乃ち丘を東叡山と稱し、南



(武藏川越喜多院所藏) 天海僧正像

光坊と呼ぶ、二十年十月二日經を誦しながら端坐合掌して遷化す、日光山に送り、大黒山に埋む、超えて五歳、慶安元年四月十一日慈眼大師と諡せらる、

龍山和尚 龍山和尚は大谷字鳥海農民五十嵐理左衛門の二男にして、明和三年生る、幼より佛に歸し、大谷村大谿山圓福寺に入り、大器貫通和尚に就き得度す、人と爲り短身異相にして、頭上兩角高く、中央底し、恰も唐土尼丘山の如く、俗に四角頭と呼ぶ、然れども精勵克苦倦まず、天明五年大器和尚能登本山輪番に赴くや、伴はれて本山に至る、時に年十九、後學を尾張の人岡田丈齋に學び、禪を諸方の智識に學び、又書を能くし、義之の筆意を習ふ、長じて江戸駒込吉祥寺檀林の寮司職を務む、文化四年六月七日、天寧寺三十世豊山和尚の遺命により、其の住職と爲り、龍山泰眠と云ふ、時に年四十二、後十歳を経て隱退し、去つて京洛に遊び、又越後水原天神堂の傍に僑る、後會津に歸り、下居合村秀安寺に隱居す、其の越後に居るや、富豪市島徳次郎の歸依を受く、後年徳次郎秀安寺を訪ひ、堂宇の甚だ微々たるを見るや、爲めに改築寄附せりと云ふ、其の感化の深きを知るべし、後天保四年六月、三十四世豊顔俄に化を遷し、遺書ありて、繼席三名を擧ぐ、藩之を斥け、龍山をして再住せしむ、蓋し天寧寺は知



行寺なれば、任職の如き藩命に依るなり、龍山老軀を以て再び入て任職たり、當時龍山の詩に、

(上略)七月九日、嚴命使龍再住、於是乎、輪務亦及矣、五内雖不安也、國命不獲、不聞、我軀竟荷恩之重、念之憂之、乃有此作、

諸事年來咸放擲、深耽隱逸、偷安、癖、恩不許有遊民、復使殘軀監祖席、

七月聚會舊規、逆修廿九世大器先師三十三香語、

十六年前退寺時、獨懷從此失齋儀、那圖三十三周歲、再戴餘光輔席、

又同月廿二日出發、能登大本山に赴き、留ること一年餘、輪番の役を終り、天保五年九月七日天寧寺に歸山し、後こゝに寂す、年壽を詳にせず、龍山詩書を能くするに依り、來り請ふもの多し、下中津川正法寺は天寧寺の末寺にして、現任職大西泰也は龍山和尚の木像を所藏す、高さ凡そ六寸、又詩稿一卷を藏す、泰山は龍山四世の弟子なり、

### 第五節 藝術家

渡部愿綱 父を藤左衛門と云ひ、母は會津藩士某の女にして、家世々本名村の名家なり、愿綱長じて江戸に遊び、又京師に赴きて中御門大納言に就き、和學及び禮式等を習ひ、其の他絃歌武術、諸藝に亘りて習得し、居ること三年の久しきに至り、中御門卿の家従となる、後家に歸り、家塾を設け、諸禮式、和歌、武術、料理、活花等の諸藝を教ふ、遠近子弟來り習ふもの頗る多く、數百人に及ぶ、愿綱郷に歸るに當り、中御門卿の手を経て聖護院一品盈仁親王の御染筆正一位稻荷大明神及び毘沙門天王の二幅を得て還る、此の幅今當村栗田家の珍藏となれり、寛政以後此地方禮式及び和歌の傳はるもの、皆愿綱に基くと云ふ、

### 第六節 俳人

田中東昌 東昌は高田の人、姓は源、名は慎、字は文和、幼名出來藏、長じて昌之進と稱し、諱を慶名と云ふ、父は種富、母は川手氏、共に出羽八聖山に祈り、東昌を生む、父母忌て生月日を告げず、是を以て知る人なし、幼にして穎悟、學を好み、弱冠にして擧げられて郷學師と爲る、長じて博學強記なり、寛政七年父歿して職を襲ぎ郷頭と爲る、



未だ幾何ならず、官に請うて遊學すること數歲、文化三年病を以て老を告げ、復四方に歴遊す、前後凡そ二十年、足迹三十餘國に及び、到る處多く知名の士に交り、見聞益博く、書畫、醫方、茶儀、瓶花、鐵筆の屬皆通曉せざるなし、又俳歌を洛關に學び、叢竹庵草羅と號し、後月歩と更め、詠草卷を成す、又善く子弟を教化し、文學を維持し、人心の作

田中東昌畫像



鐵筆



新を努む、老後遼東山人、或は再兒と戲稱す、天保九年五月廿日家に歿す、壽七十有六、高田龍興寺に葬る、一男あり、重好と云ひ、博山と號す、職を繼ぎ、又地方の舊事を探討して、櫻の朶及び高田徴古録の著あり、東昌人となり、卓犖不羈にして、細事に拘ら

ず、嘗て北越を過ぎ、偉人に逢ひ、兵法の奧秘を受く、天來流と云ふ、蓋し古今兵家の外別に得る所あり、東昌之を得て、默すること數十年の久しきに亘り、終に之を仙臺の士大屋士由に許し、又會藩士櫻井彌一、右衛門及び子重好に傳ふ、當時諸侯幣を厚うして聘すれども、赴かず、偏に風月を賞し、吟詠を樂み、門人を導き、澹々然として梓郷に老ゆ、著す所訓蒙科條、聖學摘要、及び兵法秘訣等あり、門人千餘人、諸州に散處す、東昌卒後、門人爲に袖塚集を編し、上梓して、同好の士に頒てり、後年安積良齋墓碑銘を作れり、

因に録す、東昌十代の祖道綱、智鏡上人を助けて、其費を便し、共に京師に上り、盡力するところあり、伊佐須美、明神再び位記、繪旨を賜はるの後、左衛門尉正六位上に叙せらると云ふ、當時の著服、今家に保存せり、又時の藤田左衛門と云ふ人、共に盡力せしと云ふ、

### 第七節 書家

東原龍溪 龍溪諱は博光、通稱龍太郎、龍溪、篆齋は其號なり、下中津川の人にして、文化五年四月十五日生る、父善太郎、母りん、家世々豪商なり、書を上野國戸倉村賢名に學ぶ、賢名の師は深和、深和の師は廣澤、廣澤の師は雪山なり、龍溪能く字を習ひ、書



名漸く高く、門に就くもの數十人の多きに上れり、明治十三年二月二十二日歿す、享年七十三、

**高島壽雪** 名は文藏、文化五年九月九日生る、父は市郎次、母は福田氏、富岡村の人にして、家世々會津藩に仕へ、穀取締及び關所取締等の諸役を勤む、壽雪幼にして加賀山蕭山の門に入り、筆道を學ぶ、長じて能書の聞え高く、書を請ひ業を受くるもの遠近頗る多し、明治戊辰の役越後に在り、役後南部に赴き、後ち家に歸り、専ら稼穡を勉む、曾て刀槍を學ぶ、故に書風亦雄勁なり、資性温厚人と争はず、又人を毀譽せず、書道の傍好で、大黒天を畫く、請ふものあれば、子の日を選んで之を畫き與ふ、又米一粒に不動明王、胡麻一粒に天下泰平と書す、人之を珍とす、又常に人に言つて曰く、吾れ百歳の壽を保ちて世に益するところあらんと、其病を得るや、人此れを問へば、死生命あり、復如何ともする能はずと、終に明治廿七年一月二十四日を以て歿す、歳八十有六、著す所壽雪夢物語一卷あり、超えて卅九年十二月、門人有志等相謀り、碑を富岡觀音堂の邊に建て、銘を刻して其德を頌せり、

**明田等水** 等水は永井野村の人なり、家世々酒醸を業とし、富有を以て聞ゆ、文化

六年生る、字は保日、通稱仁左衛門、等水、玉應は其の號なり、父明田喜兵衛、安雅故ありて家を長男等水に譲り、幕府に仕へ、糸川清兵衛と改む、而して次男安恭、糸川氏を嗣ぎ、又清兵衛と稱す、等水書畫を好み、書を星研堂に學び、能書の名郷間に普く、書を請ふもの多し、又鳥羽繪及び佛畫を善くし、一家の風を爲し、妙を得たり、又思鶴の門に遊んで、錦手燒瀬戸畫に名あり、其他淨瑠璃及び三絃に妙を得、太鼓、笛、尺八を能くし、門人亦多し、性慈善を好み、曾て飢饉に際し、粥を出して窮民を救ふこと、一百日に亘り、今に傳へて之を稱す、明治六年一月七日歿す、壽六拾五、

**福田明嶽** 明嶽、通稱は重郎、右衛門、字は厚德、父重郎、左衛門、母石田氏、文化十一年八月一日上戸原村に生る、家世々名主職たり、稍長じて星研堂の門に入り、書道を學び、其師に髣髴たり、能書の譽れ郷間に高く、書を請ふもの門に踵き、業を受くるもの甚だ多し、又能く人を憐み、窮を救ふ、又俳諧及び謠曲に達す、慶應二年五月十六日歿す、行年五十有三、

**武井柯亭** 武井柯亭名は萬太郎、諱は泰通、通稱完平、字は子通、柯亭は其號にして、又五峰の號あり、文政六年正月六日若松に生る、父完平、安母梶原氏、少うして藩校日



新館に學ぶ、嘉永六年歲卅一、父に隨つて房州に在り、安政四年父江戸に致仕するや、乃ちその後を繼ぎ、世祿二百十石を食む、萬延元年正月蝦夷常詰組頭に轉じ、將に任地に赴かんとして果さず、江戸に留ること一歲餘、文久二年春會津に下る、此の年藩主容保公京都守護職となる、柯亭亦職を轉じ、従つて京都に入り、國事に盡瘁し、諸藩の名士に交りて名あり、然れども當路者大に之を用ふること能はず、人怪み之を問へば、彼れ衣服を奇異にし、奇行を好む、故に事宜に適せずと爲す、實は然らざるも、常人柯亭を見るの識なきによる、性音を好み、京師の伶人に就いて蘆管、横笛、舞樂を學び、又口琴を習ふ、音樂諸技悉く之を究む、慶應元年五月歲四十三、致仕して家を子萬太郎庸に傳へ、是れより名を柯亭と改む、致仕の後郷里に歸り、若松島居町に住し、日夜沈醉高吟し、或は路上に偃臥し、或は兒童と遊戲す、人目して狂と爲し、猫と呼ぶも亦顧みず、明治戊辰の戦起るや、使命を承けて隣邦各藩に使し、又兵を率ゐて各所に轉戦し、東奔西走最も努む、西軍鶴城に肉迫するや、小室金伍、入江惣助等と共に城南天神口に接戦し、奮闘して之を走らす、敵再び迫らず、然れども大勢又如何ともすべからず、國亡び家破れて、具に艱難を極む、後明治十年西郷隆盛の亂、樋口眞彦兵を郷

國に募り、勤王を計るや、君此の計議に參し、従つて岩倉公に參候して謀る所あり、是より先、明治七年二月、其の子庸高田伊佐須美神社宮司となるや、共に高田邑に來り、一庵を堺新田街に結び、常に結髮して鬚髯を貯へ、鶴裳を服し、諸方に遊歴し、家に在る稀なり、死に至るまで琴書を樂み、筆硯を友とし、縣内其他諸國を歴遊し、山水の勝を探り、優遊自適、半生を送る、世人目して奇人と爲す、明治廿八年五月廿三日高田に歿す、壽七十有三、高田町伊佐須美神社背後の神葬共同墓地に葬る、墓石裏面に翁辭世の和歌を刻せり、

乙未のとし彌生末つかた世を辭するとて

柯亭

はなの香をころもにうつしきてゆかんせめては春のかたみはかりを

歌川松村 松村は八重松村の人にして、家世々里正たり、書を星研堂に學び、書名郷閭に洽し、白山神社の下に建てる碑文を得たれば、左に録して小傳に換ふ、(篆額は松平健雄氏の筆にして流芳碑と題せり)

流芳碑

夫書貴師傳、苟無師傳、則暴戾無稽放縱、不足見而已、君性藤原氏歌川、稱慶藏、號松



村、蓋師所名也、父諱正唯母成田氏、世住於大沼郡八重松村、爲里正矣、傳云、中祖歌川民部卿、治承四年從高倉宮、來止於市野村、奉富士神而祀之也、村民尊敬、合祀民部卿、爲鎮守祭祀、至今不衰矣、君爲人、瀟灑溫雅、學書星研堂先生、孜孜不懈、先生亦感其志之篤、殊懇教之、業大進、遂極其奧焉、是以書名普傳于世、門生頗多矣、然而猶且謙讓抑遜、確守師法、不敢少變易焉、嗚呼、此可以視其性行之一端、余觀其書、往往得師之妙處、間有酷相似者、可謂習得熟也、明治五年爲戶長、同六年補小學校少助教、咸允服其務、後辭職、就間、游優自適、如與世相忘、書道益進焉、同四十年八月十五日俄然罹疾、十七日終、長逝矣、享年八十歲、雖有命在天、豈不嘆惜哉、今茲門人相謀建碑、請余文、同門之誼、不得辭、仍銘曰、

松不改色 表節流芳 確守師傳 誠弟子良 尋名得實 餘慶深藏 茗石不朽 千載蒼蒼

明治四十三年十一月

蒼龍 樋口眞彦選並書

### 第八節 畫家

本名龍峰 龍峯諱は博高、通稱源四郎、龍峯は其號なり、代々下中津川字新屋敷に住し、天保二年一月六日生る、幼名を宇之松と呼び、親に仕へて至孝なり、書を松山村佐々木海松齋に學び、花鳥人物を畫き、又能く蓬萊山の圖を畫けり、明治三十九年九月十二日歿す、行年七十七歳、

### 第九節 工業者

水野源左衛門 附 瀬戸右衛門 源左衛門は美濃の人なり、諱は成清、仙道長沼に住して陶器を作り業とせしが、正保二年故ありて會津に來れるを留めて、三人扶持を給はり、帶刀を許し、本郷の地に於て陶器を製作せしむ、幾許もなく死しければ、其弟長兵衛即ち瀬戸右衛門を長沼より招き、俸祿を給し、源左衛門が業を繼がしめ、茶碗其他數品を製作せしむ、是れ實に會津燒の祖なり、爾來陶工年を追うて増加し、幾多の改良を経るの後、漸く現今の盛況に達し、遂に精巧にして堅牢なる陶器を産出し、會津燒の名世に廣まるに至れり、子孫今に業を傳へ、底に巴の形ある茶碗を作れり、源左衛門正保四年十一月二十九日歿す、享年四十四、若松徒ノ町淨光寺に葬る、釋道





水野源左衛門像

宣居士と云ふ、源左衛門の肖像今陳列所に傳ふ、大正五年五月十二日の大火に其胴體を失ひしが、首上は幸に火災を脱れたり、弟瀬戸右衛門は萬治三年五十五歳にて死せり、抑も會津陶器は、文祿二年蒲生氏郷の頃播磨より陶工石川久左衛門外三名を招き、南青木組小田村に於て屋瓦を造らしむ、其色黒きを以て俗に黒瓦と云ふ、爾後上杉、蒲生、加藤氏の時も亦専ら之を作る、保科正之公會津を領するに及び、正保の始め、本郷、小田の兩村に分ちて之を作らしむ、源左衛門蓋し此時に來れるなり、爾來年を遂うて盛大を加へ、加之明治五年二月陶土を胃村に發見し、陶

土の調合宜きを得て、普く其名を知らるゝに至れり、

佐藤伊兵衛 伊兵衛諱は豊義、寶曆十二年に生る、家世々瓦師たり、安永の頃藩侯江戸より陶工を招き、白陶製造を研究せしめしが成らず、伊兵衛切に官に請ひ、寛政九年九月郷里を發し、普く陶産地に至り、或は弟子と爲りて視察研究すること殆ど二年、此間江戸、駿州、尾州、濃州、江州、京都及大阪、四國九州等の地大概到らざるなく、艱難辛苦を重ね、漸く其法を知り、十年八月郷に歸り、翌十一年四月新に窯を築き、白陶製造に従事す、是れ此地白陶製造の濫觴なり、藩侯之を嘉し、二人扶持四石を給す、後ち町奉行西川深藏の罪を訴へ、却て死刑に處せられんとし、積年の功に免じ、刑の刑を受く、後又再勤の命あり、徒弟を集め、専ら製作に従事す、業益進む、天保十三年十月十四日歿す、享年八十一、明治十三年八月居村の有志等相謀り、一字の堂を建て、伊兵衛の肖像を安置し、以て其功を傳ふと云ふ、



### 第十節 善行者

高橋徳元 徳元は富田氏の一族にして葦名氏に仕へ、本郡柳久保村荒井館に住す、慶長二年徳元家資を投じて水路を穿ち、馬越村より堰を起し、鶴沼川の水を引くこと里餘、山間を洞通して相川村の方に注ぐ、潤す所三千餘石、流域大石、穂谷澤、相川、福永、八重松、大八郷、本郷の七ヶ村に及び、村民皆其澤に浴す、明治二十年七月、七ヶ村の民其徳を懐ひ、一碑を建つ、宛堰碑と云ふ、宛坂切通の路傍に在り。

#### 宛堰碑

大沼郡宛堰發源於鶴沼、至穂谷澤而滾滾環注於大石、穂谷澤、相川、福永、八重松、大八郷、本郷、七村之民、賴以免元旱、得豐樂云、按、往昔自舊馬越村、開堰於鶴沼川、多經年所、隸口壞決、慶長二年高橋徳元損私資、設宛堰、移隸口於舊穂谷澤村、水程里餘、洞通山間、潤田三千餘石、流域七村、民盟約永負擔其修理、藩侯嘉之、減其此租幾分、事載新編會津風土記、按、徳元姓藤原、系出於宇津宮彌三郎、中世仕會津葦名氏、爲富田一族、賜祿百五十石、居柳久保、曰荒井館、館址尙存、明治七年官命併合七村、爲穂

馬、大石、水玉、福重岡、本郷五村、先是、歲戊辰、會津罹兵燹、城郭蕩盡、而宛堰之水泥混不息、晝夜、村村厚生利用者、實高橋氏遺澤也、恨舊誌殘缺不詳其世歷耳、今茲七村之人、與徳元裔孫高橋和市、謀建碑以傳偉績於後昆、余爲作宛堰碑、其銘曰、

葦枯蒲死跡荒涼、唯有江山閱業滄、不息晝夜宛堰水、卽是大沼無盡藏、

明治二十年七月

佐治爲秀撰

從七位武井庸書

山内吉右衛門 瀧谷村の人なり、其先巖谷城主攝津守俊政の長子俊基七世の孫にして、天和元年十月二日生る、兄俊忠子なきを以て後を承け、長じて郷頭職たり、人と爲り肥大にして、性剛毅果斷、明敏達識にして、算を能くす、嘗て二人を左右に置き、數を讀ましめ、兩手に之を算するに、一も違算なかりきと云ふ、人皆之を奇とす、平素心を公益に注ぎ、水利を起し、新田を開發すること、凡そ八町歩、皆今に存して、良田たり、享保三年六月二十日、冑組小山村名主五郎兵衛父子の殺害に逢ふや、田島陣屋手代星野專右衛門檢使として來りしに、吉右衛門偶々喰丸村にありて之を聞き、徹夜博士大峠を越え、二十二日冑村に著し、星野の一行と小山村に行きて事を視るに及び、專右衛門俄に病みしかば、吉右衛門之に代り檢使の事に當り、遂に川俣に於て犯



人を捕へ、十月十八日之を磔す、後十一月九日時の代官山田八郎兵衛より褒賞を受く、

於「小山村、山内吉右衛門儀宜敷相働由、尤郡中郷頭共大勢有之共、彼地へ不出、自他ノ各別モ無ク聞ト速ニ懸著、信ニ公儀ヲ大切ニ存勤候段、奇特ニ被思召候、宜可賞旨御下知ニ付、爲褒美八木二十俵被下者也、

吉右衛門時に年三十八なり、享保六年南山百姓騒動の起るや、郷頭十八人の中にありて、實にこの騒動の彈効中心人物たりしも、僉議の結果一點の非を見ず、處置極めて公明正大なりしかば、裁決の時幕府より反て賞詞を受くるに至れりと云ふ、是より先き吉右衛門獨り身命を堵して會津藩御領地の可なることを上申す、これ幕府の直轄より會津藩支配の遙に施政上優れるに由る、騒動終ると共に乃ち會津藩預地となる、先見の明ありといふべし、常に事を處して遲滞なく、勤勉衆に勝る、又困厄に臨んで智謀あり、亂麻に逢うて靜に之を解く、吉右衛門實に其人なり、著す所無枕雜補家寶記卅六冊、南山民亂治平記七冊等あり、(向ホ吉右衛門ノ事ニ就キテハ、第一章第二節御藏入騒動ノ條ヲ參照ス)

佐々木庄次右衛門 野尻松山村の名主太右衛門の二男にして、元祿八年を以て生る、幼にして同村佐々木覺兵衛の養子と爲る、幼名利右衛門字は秀徳、人と爲り勤儉力行にして家事に勤む、始め覺兵衛家衰へて赤貧洗ふが如し、庄次右衛門物産を江戸並に大阪に鬻ぎ、利する所多く、家道漸を以て回復し、富當時の村高百十六石中、其の五分の一を占むるに至れり、曾て此の地方凶作に際し、自己の米味噌並に著用の衣服等を貧民に施し、亡を存す、且つ一般往來の旅客に至るまで施米を爲す、後ち野尻郷頭代理を命せられ、職に在ること八年、能く事務を整理して功あり、この間褒賞を受くること四回に及び、苗字帶刀を許さる、又自費を投じて村内の木橋十數ヶ所を石橋に架け換へ、永久修理の勞無からしむ、官褒狀を下して之を賞す、庄次右衛門之を喜び、又更に土工を起し、同村字下新田地内の小峠頂上三間餘を掘り下げ、交通に便す、村民之を徳とし、山林壹町歩餘を贈りて之を謝せりと云ふ、官亦積年の善行を知り、米七俵を下して之を賞す、

覺

野尻組松山村百姓

庄次右衛門



右庄次右衛門儀兼而上納方致出精其上村領分ノ橋自カヲ以テ石橋ニいたし、或ハ其山道難所者丹精ヲ以テ往來致能様ニ切崩シ且ツ九年以前凶作之節者米味噌並著用ノ衣服等ヲ施シ金錢差引諄直ニいたし善行甚ダ秀候由思召爲御褒美米七俵被下置旨被仰出候事

(明和七年) 六月七日

安永五年十月十四日八十二歳にして歿す子なし従弟松夕を入れて子と爲し家を繼がしむ松夕書を學ぶ松夕は蓋し其書名なり

佐治次左衛門 諱は俊喜河沼郡金上村大字福原佐瀬嘉左衛門の四男にして始の名は茂吉來りて佐治の家を繼ぎ次左衛門と改む蓋し佐治氏世々次左衛門と稱せしによれるなり俊喜は實に其の四代目に當る家代々高田に住し酒造を以て業とす俊喜性温良にして施與を好み更に其の報を求めず陰徳の名漸く聞え賞を受くること數次又高田町火災に逢ふ毎に金穀を寄附して貧民を助け又佐賀瀬川地内の荒地壹町九段貳畝二十三歩を開墾して新田二十石二斗四升を起し之を官に納れ許可を得て菩提寺法幢寺の貢に換へて其窮を救ふこれ享和三年九月の事なり

りとす其の他の慈善德行枚舉に遑あらず文化十年十月二日歿す享年六十三高田法幢寺に葬る現今九代の孫次左衛門俊明に至る家道舊に仍りて隆なり曾て寛政年中高田伊佐須美明神田植祭に際し供奉員の多數に酒食を饗應せり爾後殆ど例となり大正二年に至る迄百餘年に亘りて此の事絶えざりしが今故ありて廢せり



杉原内蔵助肖像

好む文化四年四月十九日年廿五にして職を繼ぎ名主と爲る其先平貞盛に出づ内蔵助十一世の祖太郎左衛門政邦輩名氏に仕へて普請奉行

たり後世永井野村に移りて世々名主職を掌る内蔵助の職に在るや精勵勤勉能く一村を治む時に税租上納の方を建言し一般上納の負荷を寛めんことを謀る又處處に新田を開き私財を抛ち窮民を救ひ或は米穀を給して其の急を賑はず村民其



惠を慕ふ、又里人争闘の事あれば、其の曲直を正して之を決す、故に數々内命を承けて郡中訴訟の事を司る、人其直に怖れ、相戒めて又争ふなきに至る、官之を賞するに金米衣服を以てし、特に草花葵の紋章を賜ひ、又俸祿を給せらる、蓋し異數とす、當時奉行西郷源八郎、在竹五郎左衛門よりの申聞書あり、左に録す、

申聞

杉原内藏助

其方儀、柴堰出入一件、數年差繼、至極難澁ノ儀ニ候處、最初ヨリノ次第掌握ノ上、見込存寄ヲモ申出、双方ノ意味相解候様、懸引取計、跡々堰上ノ仕法、並溜井取立、共ニ宜相整候段、功作格別ノ由ニ付、爲御褒美只紋時服壹ヶ被下候、但草花様ノ紋付候様、

六月

この時詠せしと云ふ俳句あり、蓋し俳句は白川藩士安部乙丸に學べりと云ふ、松の雫うけて涼しき小草かな

是より先き郡中總代となり、觸繼役並に瀧谷組觸繼立入勤、長岡館村名主兼務、八木澤、萩窪、立入勤、餘蠟任役産子任役等を掌り、總町檢斷の上司席準寺社院に班せられ、

特に謁見を允さる、内藏助殊遇に感じ、精勵益懈らず、村治に志せしかば、一郷敦厚に歸し、禮讓風を成し、孝悌力田の賞を受くるもの四十有餘人の多きに至る、天保元年三月七日永井野村名主職を退き、其の子清益後を承く、而して觸繼其の他の職故の如く、益々公益を計り、神社を修復し、寺祿を興し、孜孜として怠らず、八年正月郡中再び御直所扱となるや、總ての職退役を出願して許され、更に御私領御用達頭取格と爲る、天保十年六月民彌騒動の事あるや、内藏助盡力して功あり、今其概略を記さん

天保十年六月八日、永井野村觀音堂に於て、一日回國の子供狂言を催す、折節會津藩士岡田民彌外一兩人來りて見物しける内、當村百姓源十郎と云へる者、大酒の上にて民彌に向ひ惡口し、彼是騒ぎ立て、數百人の中にて源十郎、民彌に組付ければ、民彌少しも騒がず、離す様にと再三申せども、酩酊せる事故放さぬ間に、脇差にて源十郎左の脇下を突通されて倒る、斯くて一條の騒動起り、梯など持懸け、大勢にて民彌を取巻き、大小をもぎ取り、散々に打擲し、已に一命も危く見えける所へ、内藏助馳付け、大勢を鎮め、民彌の一命を助け、義平宅へ連れ込み、手當致し置き、直



様歸宅して其子太郎兵衛を田島陣屋へ夜通し注進に差し登せ、彼是時刻移る中百姓等追々集り、源十郎は相果て、騒ぎは一段と廣がり、源十郎、倅新吉、並從弟三平等先に立ち、民彌を高手小手に縛り上げ、切り殺し、呉れんなどと騒ぎ立ち、既に千人に達し、百姓一揆の如くなり、事態甚だ重大に至り、城下よりも此變事聞き、藩士數百人高田邑に詰掛け、民彌引渡方嚴談に及び、既に打入らんとし、形勢不穩なるものありしが、内藏助其間に居り、臨機應變の處置を取り、民彌を藩に引渡し、大事に至らずして事鎮まれり、其後田島より吏員出張せしも、事後なりければ尋で事の顛末を幕府に報せしに、會藩亦之を幕府に訴ふ、幕府更に關係者八名を江戸に召上せ、僉議十六ヶ月六月より翌年十月に至るに亘り、江戸詰切にて事落着せりといふ(民彌騒動記及び口碑に據る)又天保十五年九月、赤留村祭禮に際し、村芝居ありしに、藩士吉田甚吾、深編笠にて來りて之を見る、農民背後より種々惡口しければ、甚吾大に怒り、笠を脱し、刀を抜き、舞臺に上り、大聲叱呼して戰を決す、且つ呼で曰く、刀一度び室を脱すれば、鮮血を見ずんば止まずと、騒擾實に夥し、内藏助之を聞き、馳せ赴き舞臺に顯れ、大に百姓を叱し、甚吾の面目を立て、騒擾を鎮めしかば、甚吾

慚愧して、事止むを得たり、後百姓を招いて之を慰諭せしかば、人皆其才略に服せりと云ふ、晩年和歌を西郷近思に受け、安政三年正月二十一日病で歿す、享年七十四、里人傳へ聞きて、謹慎を表し、小兒に至るまで相戒めて遊戯を廢せりといふ、居村長福寺に葬る、家道今に至りて榮ゆ、

因に云ふ、内藏助清文十四世の祖伊賀守賢盛は、室町幕府に仕へて、和歌を僧宗祇に學び、入道して宗伊と號す、宗長等と同じく新菟玖波集の作者として、連歌を以て名あり、文明十一年後土御門天皇の御宇、内裏和歌御會に發聲を奉仕せりと云ふ、今其家に傳ふるもの左に記す、

水鳥のあはゆき寒し春の庭

宗伊

青木源九郎 源九郎、諱は光英、幼名新次郎、長じて源九郎と稱す、藤原秀郷の後裔にして、佐藤と稱す、天明六年正月大沼郡田代村に生る、父を郡藏と云ひ、世々名主職たり、長じて職を繼ぎ、令聞あり、天保三年歳四十七、官命に依りて西方村に赴き、名主職を勤む、是より先き西方村上下に分れ、寛永年中兩名主相別れて治めしが、村治意の如くならず、難治の村と稱せらる、源九郎來りてより、一人制度と爲し、能く全村を



治む、蓋し資糧寛大、材能拔群にして、至誠の人を動かすものあればなり、後ち姓佐藤を改めて青木氏を稱し、觸繼總代名主となり、瀧谷組十五ヶ村を支配す、此の内名主職の立たざる村五ヶ村ありしが、源九郎曾之を預り支配す、當時御藏入五萬五千石中、總代名主たりしもの數名ありしが、中西部地方に在りては青木源九郎、東部地方に在りては杉原内藏助、田島地方に在りては長野村名主渡部金右衛門等三人心を協せて能く郡中名主總代の職を務めきと云ふ、又西方地方水利を起し、池堤を穿ちて灌溉に便し、水田を發く、曾て宮川筋水路の争あるや、源九郎力を盡して功あり、俗に之れを柴堰争論と云ふ、又居常敬神の心厚く、鎮守伊夜彦神社の殿宇を再興し、敬神の誠を致す、今郷社稻荷神社に合祀せらるゝもの即ち是れなり、源九郎多年の功に依り、准寺院格に班せられ、特に謁見を許さる、蓋し異數とす、嘉永三年四月廿八日病で歿す、享年六十五、

千葉磯八 諱は元良、永井野村の人、白井作十郎有實の七男にして、享和元年を以て生れ、高田邑千葉磯八の養子となる、家を繼ぐに及び、父の名を襲ひ磯八と稱す、性慈善を好み、能く家道を修め、高田驛市場檢斷と爲り、席町醫師の上たり、敬神の志あり、

り、神社佛閣等に金員を寄進すること殆ど枚擧に遑あらず、家世々酒醸を業とし、資巨萬を重ぬ、故に當時の諺に大川の石は絶ゆとも、磯八の小判は絶えじと云へりとぞ、天保五年耶麻郡慶徳組濁川筋水乏しく、天少しく早すれば、民皆苦しむ、且傍近手餘り荒地夥しきを聞き、官に請ひ、實地を檢分し、新田開發を計り、巨資を投じて水源地大平沼の堤を築く、長さ凡そ十五丁、以て水を山上に湛え、之を下方に注ぐ、流域五日、慶徳兩組下村々十八ヶ村に及び、爾來水旱の憂なきに至る、而して又更に新田を開發すること七十八石四斗壹升四合に及ぶ、即ち左の如し、

- |           |       |              |     |
|-----------|-------|--------------|-----|
| 一六石四斗八升貳合 | 慶徳村   | 一四石貳斗七升九合    | 能力村 |
| 一壹石壹斗五升五合 | 同村    | 一參石參斗貳升七合    | 田原村 |
| 一四斗貳升     | 宮在家村  | 一參拾石七斗貳升六合   | 同村  |
| 一六斗八升九合   | 堀出新田村 | 一貳石貳斗八升九合    | 新宮村 |
| 一六斗四升七合   | 綾金村   | 一貳拾壹石四升參合    | 山崎村 |
| 一七石參斗五升七合 | 同村    | 合計七拾八石四斗壹升四合 |     |

斯くて其地小作に任せ、年々取揚米を高田驛に運搬せしめしが、不便尠からざる



に因り官に願ひ、耕地を官に納れて、更に若松御藏所より年々九十俵を受領す、(内七俵は餘米受取十三、後餘分代金受取)又天保十五年には高田村下田二段歩、安田村下田二段五畝歩、梁田村下田二段五畝歩、立行寺村下田一段歩、宮袋村下田一町歩、合せて壹町八段歩、米十八石九斗五合、取米六石一斗の自費を以て開發せしことあり、嘉永元年四月朔日死す、享年四十八、

因に云ふ、御下渡米は明治三年に至るまで變ることなかりしが、同五年に至り、金七萬疋の償金を一時下賜せられて御下渡米は廢止せらる、

岩代國大沼郡高田村

千葉 磯 八

其方先祖磯八開拓ノ功ニ依リ、被下來候地稅ハ、爾年ヨリ相廢止、爲御賞金七萬疋下賜候事、

明治五年申三月

若松縣廳(判)

長嶺治郡太輔 大沼郡沼平の人なり、姓は藤原、長嶺を氏とし、通稱八郎治、諱は容重、文化三年生る、父は胤重、世々名主職たり、十六歳にして父を喪ひ、後を受けて沼平、藤江二村の里正となる、文政五年十七歳にして江戸に赴き、種で馬關及び長崎に至

り、蘭人と交易せんことを謀る、後ち職務多事を以て果さず、天保九年冑組二十一村總代里正と爲り、下谷地、中村を兼ね、是の二村最も貧困なり、仍て資財を捐て、廢戸を興し、冑、海老山、東尾岐數村に及ぶ、後ち又東尾岐組總代を兼ね、監す、性剛直能く辛楚に耐え、勤勉にして村民を導き、殊に力を公事に盡す、藩屢米金及布帛を賞賜す、蓋し異數と爲す、天保十二年幕府の東平岡文次郎に屬し、八十里越の新道を開き、險夷を量り、役夫の數を課し、道成りて越後に通じ、運輸頗る便なり、萬延元年南山諸郡貢租、安石代納の事起るや、民情擁塞して達せず、民論擾々たり、是より先、幕吏野村義助、飯田兵左衛門書付を以て安石救米の歎願伺書を幕府に上ること數次、時方に攘夷の論、海防の議交、起り、天下騷然たり、加ふるに頻年風害水災相次ぎ、下民困窮し、幕府の經費亦多端なるの故を以て、容易に許されず、是に於て治郎太輔、鄉民二百七十一ヶ村の總代となり、善四郎、嘉藤次等と與に願書を携へ、江戸に上り、閣老久世大和守に駕籠訴し、事解くを得たり、此の間實に八ヶ月、餘を要せり、元治元年寺社院格に班せらる、明治戊辰の兵治るの後も、意を山林及び農事に用ふ、又書を好み、門人あり、明治二年十月廿一日病で歿す、享年六十四、居村沼平村に葬る、



馬場久左衛門 諱は恭敏通稱久左衛門俗稱保一郎といふ、明治維新後保賀三と改む、文化八年九月十日生る、父は泰之助と云ひ、世々袖山村に住す、久左衛門五歳のとき、父泰之助江戸に赴きて歸らず、終に幕府に仕へ、勘定出役と爲り、馬場泰之助と稱し、嘉永七年十月江戸に歿す、故に幼にして祖父四郎次に養はる、長するに及び、篤行にして善行家の名高く、後ち御藏入役所直支配袖山分名主格名字帶刀御免となる、天保四五年の凶歉には、金穀を献じて窮民を救助し、弘化元年市野峠古道開鑿に際しては、多額の献金を爲して工を助け、三年の大旱に際しては、一千人の人夫費を差出し、沼地の新鑿を助く、官亦之を賞すること數次に及ぶ、明治三年八月其組の大肝煎と爲る、五年四月寺入村戸長と爲る、翌年戸長を停め、同十六年十一月十四日歿す、享年七十三、賞狀二三を左に掲載す、

一金貳百兩也

奥州大沼郡寺入村百姓 久左衛門納

右者南山郡中窮民爲救差出金相願候分、書面之通り請取候、以上

(天保五年) 午十一月十日

小笠原信助手附

高橋平三郎

中川正作

申聞

寺入村馬場久左衛門梓 馬場保一郎

其方儀、農業精出、且御大用ニ付テハ志ヲ立、寄特成者ニ付、御上下之節定杭、

御目見被仰付候事、

(天保六年) 七月九日

吉田半藏

申聞

東尾岐組袖山分 馬場久左衛門

其方儀御用向踏込出精緻、御用辨ニ相成候者ノ由ニ付、爲御褒美、粗拾五俵被爲取候事、

第六章、人物 第十節 善行者



嘉永三戊年三月

五十嵐和次郎 大登村の人にして、渡部重兵衛の四男、文化八年十月十七日を以て生る。襁褓より大谷村五十嵐吉兵衛に養はれ、十三歳に及んで叔父兵右衛門の養子と爲る。初名は才次郎、諱は富安、後ち和次郎と改む。人と爲り孝謹にして學に志し、神道を尊び、佛法に歸依す。家元より貧にして自ら給せず、日夜怠らず稼穡を勉め、休日に樹を植ゑ、夜業に新田を開き、自強やます。家漸く富む、餘力を以て公益を計り、石橋を架すること四十八、岐標を建つること三十三、而して其の間新道を開き、専ら行旅に便にす。又用水堰を開くに際し、屢金を寄附して工を助け、灌漑を利し、凶年飢饉には衣食を貧民に施すこと二十有餘家、或は錢を貸して息を收めず、居常自ら曰く、善積は不慮に備ふるが爲のみと、郷黨を勧誘して義倉を建て、穀を蓄へしめ、自ら之を管理す。又安政年中墮胎の蠻風甚しきを歎じ、官に請ひ、私資を投じて古本を上梓し、數千部を五郡に頒布す。子孫繁昌、手引草といふ、又饑饉豫防には農諭、勸善には善惡種蒔鏡、二世安樂教訓等其他猶數種なり。専心民福を謀り、一意公利を營む。終身一日の如し、郷閭其篤行を讃歎し、官亦之を賞すること數次に及ぶ。明治十八年四月十

九日歿す、行年七十四、後ち郷人相謀り一碑を建つ。當時の福島縣知事小倉信近の撰文なり、今褒賞數通の中三通を左に採録す。

大谷村

才次郎

其方儀耕作方出精、難澁之者共へハ助精等致、且農民教諭之書、開板摺立相納、御預所並御領内村々へモ施行致、奇特成者之由ニ付、上下令用拾候事、  
三月

大谷村百姓

才次郎

其方儀兼而實體成者ニ可、此度之御用向出精、宜辨達致シ、奇特成者之由ニ付、令稱美、扇子一對爲取候事、

嘉永三戊年三月



大谷組大谷村

才次郎

其方儀、平素心得方宜敷、難澁ノ者出産之節、米増等手當致且旅人之難儀ヲ察シ、其身ノ勞費ヲ以テ、道橋ノ損所、杯取繕、所々へ追分ヲモ取建、總而諸人之助ト相成候様心懸候段、奇特之事ニ候、因之御褒美鳥目拾三貫文下賜候事、

(明治四年)  
辛未三月

若松縣

青木源九郎 諱は光國、幼名正司、又縫殿助と稱す、文政五年十二月十日生る、父は佐藤源九郎光英と云ふ、光國は其二男なり、天保三年歳十一、父に従ひて西方村に移る、西方村下名主青木金右衛門の養子となり、青木を姓とす、父光英西方村を治めて功あり、瀧谷組十五組を支配し、觸頭總代名主たり、嘉永三年四月光英死して後を承け、父の名を襲ぎて源九郎と稱し、名主職を勤む、慶應二年野尻代官所出仕たり、明治元年十月若松民政局御藏入御用筋取次役と爲り、二年四月命を受けて南山の地を巡廻し、潜匿の浪士暴動の企あを鎮撫して功あり、官賞狀を下し、金千疋を賜はる、其賞狀左の如し、

御用取次

源九郎

金千疋

今般伊南、伊北谷潜匿之浪士等、不容易企、將ニ暴動之節、至急廻村、鎮撫方申付候所、組々心得違之者共多、村々多人數相集居候等、種々困難成事共有之候處、品能説得、夫々請書取立、數日之廻村盡力鎮撫、方行届候付、爲御賞美、如斯取下之候事、

(明治二年)  
巳四月

三年八月瀧谷組大肝煎となり、苗字帯刀を許され、爾後區改正毎に長となり、官に奉じて勤勉怠らず、十年西方郵便局長と爲り、二十三年陰曆六月廿九日病で死す、享年六十九、

左五兵衛 大石組本名村の百姓なり、某年(寛政七年)凶作にて村方難儀に及びしかば、困窮の者へ施行し、藩府の稱美を蒙りき、子孫栗田龍太郎とて、今に本名村三條に住す、

きつ 同村平治郎の妻なり、平治郎は平八郎の祖父、寛政九年九十一歳の老年に



達し、平生麻芋を清淨に心掛け、妻きつ八十六歳にして布を織り、冥加の爲とて藩主へ献上せしかば、褒美として米二俵を賜ひき。

次郎右衛門 橋爪村の端村田中の人、老母に事へて至孝なり、子や妻もありしが、家貧しければ、九歳になる孫一人の外は、何れも人のもとに奉公させ、其給金をもて母を養へり、他へ招かれゆき、養應の珍しき品は必ず持歸り、市に行けば酒肴を求めて母に薦め、夏の夜は枕頭に在りて蚊を拂ひ、冬は火桶をいだかせ、介抱至らざる所なし、又は公役に出づる時は、食物調へ置き懸に暇をこひ、歸れば必ず安否を問ひ、其日のことを物語りて母の心を慰め、何事も其意に違はず、一族は勿論、閭人にも親しかりければ、享保十二年褒賞して米を與へられたり。

惣吉 同田中の農民なり、義僕の譽ありしかば、寛政四年賞して米を與へられたり。

るい 藤田村の農民三十郎が妻なり、延享元年賞して米を與へらる。

莊七 上小松村の農民なり、力田の賞として天明八年米を與へらる。

善内 福永村の人、義僕の譽あり、寛政四年賞して米を與へらる。

藤左衛門 八重松村の人、孝行者の譽あり、文化二年米を與へらる。

八藏 田麻岡村の人、本郷村の陶師水野瀬戸右衛門が許に奉公す、人と爲り忠實にして、よく主家の事をつとめ、晝夜怠らず、故に年季を改めて久しく仕へたり、瀬戸右衛門が母年老て中風を病みしに、毎夜附添ひて介抱至らざるなく、時には家に歸るべき暇を與ふるに、病人の事心もとなしとて、夜は必ず歸り來り、一夜も我宿に泊る事なく、よく農事をつとめ、遊び日にも密に出で、田圃を耕し、一日も休息せず、主人の供に出づる時は、足袋など懷中にし、温めてはかせけり、されば主人も年來の忠節を感じ、身の代を免じ、家に歸り身をも立つべしと云ひけれども、我既に四十に餘りて、家に歸らん心なしとて、精力を盡せりと云ふ、されば元祿八年米を與へて褒賞せり。

市郎右衛門 本郷村の肝煎なり、父は性質情弱にて、濫に金錢を費すこと多かりしかば、家産稍乏しけれども、市郎右衛門孝心深く、其事色にも顯はさず、況や一言他人に語ることもなく、竊にこれを補ひて只己が行の至らざるを歎き、親の心を悦ばしむるをもて心とせり、されば父も後には前非を悔い改め、初めの悪しかりしことを



言ひて、近きものを教誡せり、市郎右衛門人と爲り、質野にして儉約を守れども、財出すべき譯あれば人にも増して出し、聊も惜む心なく、農事の隙には儒生をたのみ、道義を問ひ、省察して必ず身に行はんことを思ひ、慎直仁慈に富みしかば、皆其徳になづきけり、されば寶永元年米を與へて褒賞せり、

理右衛門 同村の人、孝心篤かりしかば、享保十九年賞して米を與へられたり、

元助 同村の産、天明七年善行の廉によりて、米を與へらる、

眞助 同村元助が子、また善行を以て米を與へらる、

久次 また同村の人、義僕の譽高く、寛政九年賞して米を與へらる、

惣兵衛 穂谷澤村の人、義僕の譽ありしかば、安永三年米を與へて賞せらる、

よそ 同村の農幸吉が妻なり、寛政二年米を與へて善行を賞す、

悦右衛門 小谷村の人、曾て伊勢大廟に詣で、藩主松平家の家運長久を祈りし事、

藩主の知る所となり、延享元年十一月廩米拾俵を賞せられたり、

義八郎 寛政五年義僕の廉により、米を與へて賞せられたり、

次右衛門 高田村の人、母老いて痰を患へしを介抱し、寢所にも糞を採みて是を

敷き、ひたすら痛はり盡せしが、或夜風痛く吹きて、前栽の栗の實を落せしを、母病に侵され、強て出て拾はんこと云へば、止むことを得ず、其意に任せ、我身は内に入て身を清め、佛神に祈り、偏に此風の病に害なからんことを祈りしと云ふ、元禄五年賞して米を與へられたり、

利三郎 高田の人、弟を吉十郎と云ひ、共に孝心深し、父餅を嗜みしかば、曉より餅賣る家に行き、さめぬ爲とて懐にし、來りて是を薦む、一年父痲病を患へしに、老の身にて醫藥効なければ、醫師も食物は病者の心に任せよと云ふ、然るに兄弟共にさりともと思ひ、食物を撰み、妻にも固く戒め、保養させしかば、至孝の驗にや病愈しと云ふ、元禄五年兄弟を賞して米を與ふ、

市太郎 また高田の人、家極めて貧しく、父は八十に近くして病に臥せり、市太郎その貧困にして父の心を痛めんことを患ひ、糲糠などを俵にし、米貯へしさまに見せ、其心を安んじ、食物も兎角して病者の望に叶はんことを謀りければ、人も其孝心を感じ、錢を與へて扶助せしと云ふ、享保五年賞して米を與ふ、

忠七 同じく高田村の農民なり、家世々豊なれども、奢侈を省き、殊勝の行多し、常



に質物をと、金錢を貸し與へしが、正直にして暴利を貪らず、貧しき者には定りし利息をも免せり、我家火災に罹りしが、同時に延焼せし貧窮孤獨のものには、米味噌などを與へて救ひしと云ふ、常に孝心深く、八十に餘れる祖母に事へて力を盡し、又一人の姉他に嫁して男子ありしに、如何なる故にか夫跡を匿しければ、二人を迎取りて姉を母と尊び、甥をば弟の如くよく養へり、或時富岡村の農民金次郎と云ふもの、重荷を負ひて宮川を涉り、誤て水中に溺れしと聞き、藥を懐にし、下部には衾などもたせ、頼て彼所に往きて介抱せしが、甲斐なくて死亡せしを、金次郎極めて貧しければ、後の事まで調べて家に送りしと云ふ、斯る奇特の行多かりしかば、寛政三年米若干を與へ、且脇指、上下を免許して是を賞せりといふ、

**次右衛門** 高田の人、孝行者の名あり、元祿五年米を與へて之を賞す、

**つき** 農民平助が妻なり、孝行の廉によりて、明和六年米を與へて賞す、

**しち** 高田の農民新七の妹なり、忠義者の譽あり、天明五年米を與へて賞す、

**彦三郎** 竹原村の人、義僕の譽あり、延享四年賞して米を與ふ、

**饒左衛門** 竹原村の肝煎なり、善行ありしかば、明和二年賞して米を與へられた

**藤衛右門** 同村の人にして、義僕の名あり、文化二年賞して米を與ふ、

**長四郎** 西勝村の人、田宅を持たざる貧民にて、父死し母老いしに因り、渡世の便なく、新九郎と云ふ者の下部となり、主家の暇には起居を問ひ、よく孝を盡しければ、主人も慙て母をば己が裏屋に住ましめ、猶も長四郎が身請のためにとて、若干の田を作らせしを、長四郎みな母を養ふ料とす、母これを聞き、村長の許に行き、我子の心はさることなれども、斯くては身を贖ふに便なし、哀れ救をも給はらばやと乞ひければ、村長も貧人扶持を願ひ出でんと、長四郎に語りしを、農民の數にも入らざる身の願ひ出んこと恐ありとて聞かず、其後も忠孝彌厚かりければ、村長頼て府に告げんと云ふに、吾等如き賤しき身の、忠とも孝とも云ふ事いかで知るべき、親の恵み限りなく、主の恩亦深ければ、身を動かさず、月日を送るべきやうなし、忠孝といはれんは本意に非ずとて、只管に否みしとぞ、寶永三年米を與へて褒賞す、

**山三郎** 同村の人、明和五年義僕の名ありければ、米を與へて褒賞す、

**徳右衛門** 上中川の人、義僕の譽によりて、寶曆四年賞して米を與ふ、



武右衛門 同村の人、義僕の譽ありければ、寛政十年賞して米を與ふ、  
千之助 屋敷村の人、同じ事によりて寶曆六年米を與へて賞す、  
又三郎 雀林村の肝煎なり、善行に富めるによりて、明和二年米を與へて賞す、  
辰藏 同村の人、孝行者の稱あり、文化二年米を與へて賞す、  
孫四郎 沖中田村の人、義僕の名あり、寛政六年米を與へて賞す、  
はつ 同村猪俣寅三郎の妻、性温順、曾て夫寅三郎宿病に罹るや、日夜看護至らざるかく、能く稼業に勉め、明治十七年時の縣令より賞狀を與へらる、  
うん 同村猪俣利八の妻なり、嫁して程なく、夫利八明を失ひ、姑も亦七十三の高齡にして眼を疾みければ、己れは三人の子女を擁して貧困に苦しみしも、更に意に介せず、姑夫二人を看護するの傍ら、三人の子を養育し、孝貞の名を閭里に恣にせり、この事官の知る所となり、明治七年金三百疋を若松縣より賞せらる、  
孫右衛門 阿久津村の人、子三人あり、長を清十郎、次を孫四郎、季を市三郎と云ふ、各妻を娶りて一家に住みしが、皆よく和合して父に事へ、農事の暇には、戒めて索綯を勵み、交るに必ず信を以てせしかば、一家和氣霽々として、幼兒も朝夕の食時に序

を亂さず、慈愛孝悌の行みな著しかりければ、元祿二年父子四人を賞して米を與ふ、  
彦右衛門 同村の人、悌順を以て弟惣三郎と共に、寶曆六年米を賞賜せらる、  
和兵衛妻某 同村の人、寛政六年米を與へてその貞節を賞せり、  
五郎助 新屋敷村の人、一人の母あり、家貧しければ高田村田中彌三郎と云ふ郷頭がもとに奉公せしが、常に寒暑を避けず、朝は疾く起きて田畠を耕し、夜は飲食を調へ、携往きて母に差め、其の夜の中に歸りて又主人の用をつとめ、休息の日をも徒にせず、聊も主家の助となるを心とす、或年彌三郎召仕を省きしに、五郎助一際主家の爲に働さしかば、田圃の收納常年に劣らざりきといふ、斯くて定りし給分の外に僅の田畠を貸して作らせしも、聊か己が料とせず、皆母を養ふ扶とす、主人愈渠が志を感じ、年期未だ充たざるに、暇を與へて家に歸し、また初め作らせし田地をも與へ、且其事を府に告げければ、寶永五年米を與へて褒賞せり、  
かる 同村の農民丑之助が妻なり、寛延二年賞して米を與ふ、  
仁助 同村新田村の民、忠義者の名あり、寶曆十三年米を與へて賞せられたり、  
又兵衛 逆瀬川村の人、寛政十年義僕の廉によりて米を與へて賞す、



莊左衛門 和泉新田村の肝煎なり、善行に富みしかば、享保五年褒賞して米を與へらる。

莊左衛門 また同村の肝煎、善行の稱ありしかば、寶曆六年米を賞賜せらる。

與市 同村の肝煎なり、同じく善行の廉によりて、明和二年褒賞して米を與ふ。

清三郎 澤田村の人、延享三年賞して米を與へられたり。

小吉 蕎麥目村の人、弟を留之助と云ひ一家に住す、兄弟共に筆算の道を心がけ遊樂を好まず、或時同村の者、彼が年頃飼置ける馬を見て、今は農作の助にもなるべからず、此馬を賣りてよき馬を求めよと云ひしに、小吉その壯なるとき之を驅使したるに、年老いたりとて今更情なくすべきにあらずと云ひて、農月には他の馬をやとひ、老馬をば其まゝに飼置きけりとぞ、又父母年久しく病に臥し、家も豊かならざるに、萬につけて孝養をつくしければ、寶曆十二年兄弟を賞して米を與へられたり、

義助 同村の人、義僕の名によりて、延享三年褒賞して米を與へられたり。

紋三郎 梁田村の人、義僕の譽あり、寛政三年米を與へて賞す。

右衛門 出戸田澤村の人、會津郡本組二日町村の産にて、淳直なるものなり、貞享

の頃、出戸田澤村の肝煎となる、其頃は此村に貧しきもの多く、爭論絶えざりしが、右衛門愛憐深く、農事に委しければ、常に彼等を諭して俗を改め風を移し、生産も稍饒に成りけり、又この村にては鎮守の祟ありとて、塗籠を造らざりしが、右衛門氏人の富み榮ふるは神も喜び給ふべき事なりとて、先づ自ら造りはじめしに、何の障なく、子孫彌増に榮えて一村の惑もおのづから解けしとぞ、享保五年米を與へて之を賞す。

喜右衛門 同村の端村沼山の農民なり、孝行の譽あり、寶曆七年褒賞して米を與ふ。

平左衛門 永井野村の人、孝行者の譽あり、寛政十年米を與へて賞す。

忠兵衛 上戸原村の人、善行の廉によりて、明和二年褒賞して米を與ふ。

ゆき 赤留村の農民、甚兵衛が妻なり、善行をもつて稱せらる、享保十一年米を與へて之を賞す。

孫平 同村の人、寛政五年米を與へて善行を賞す。

善右衛門妻とら 父は新右衛門とて、東尾岐村小名關根の農民なり、男子なく、善



右衛門を髡養子とせり、然るに九年前より善右衛門癩疾に罹り、見苦敷さまなれど、とらこれを厭はず、朝夕の食事には禁すべきと羞むべきとを選びて好みを遂げさせ、善く勞はりて晝夜其平癒を願ひ、又親にも孝ありて、夫の介抱に暇なれど、朝夕勤め怠らず、田畠野山の業もとら一人の稼にて、何れも飢に至らしめず、或時親を始め、親しき者ども、とらにすゝめて善右衛門が病愈る期も有るまじ、離別せば互の爲にも然るべしと云ひけれど、とらは斯く有るも天命なり、暇を給はればとて此末よき事のあるべきにも非じ、夫の命有らん程は介抱せんとて従はず、後ち妹に髡を取りて家を譲り、己れ夫婦は別屋に住みて、愈貞節を盡せり、元文三年米を與へて褒賞す。

源左衛門

木地小屋東入の木地挽なり、寛文元年米を與へてその善行を賞す。

又左衛門

端村清水の農民なり、寛政七年米を與へて善行を賞せり。

長五郎

長岡館村の人、忠義者の譽あり、安永二年米を與へて之を賞す。

作兵衛

岩淵村の人、名主嘉右衛門が譜代の名子なり、嘉右衛門が父を市右衛門、祖父を傳五郎と云ふ、祖父の時困窮に及び、田地をも質に典り、僅に名主を勤め、頓て

死せり、市右衛門幼く家貧く、母一人にて養ひ難ければ、親族相會して商議し、母子離散すべきに決せしを、作兵衛聞きて是を憂へ、命の限り育くむべしと云へば、皆其志に感じ、此事やみぬ、斯くて程なく市右衛門名主となりしかば、作兵衛耕作の業より、手跡算術まで懇に教へ、粉骨を盡し、質物をも漸々に取戻し、先祖よりの持高に復せり、市右衛門其忠誠に感じ、別家に住ましむ、其後市右衛門病に罹りしかば、農事の暇に力を盡し、神佛に祈りなどして介抱すれども、驗なく、次第に重りければ、親族を集め、其子嘉右衛門を託し、公私の事皆作兵衛に任せよとて身まかれり、されば能く喪事を勤め、毎朝の墓参怠らず、其遺言を奉じ、嘉右衛門を見立てしとぞ、延享四年褒賞して米を與ふ。

留次郎 寺入村の人、義僕の稱あり、寛政五年褒賞して米を與ふ。

寅之助妻いね

尾岐窪村の人、舅はさきに中風の病に臥し、歩行かなはず、寅之助

も七年前より癩病を煩ひ、幼子二人あり、いねよく耕作の業を勤め、八石餘の田地を耕して年貢を納め、舅夫を介抱し、好める食物あれば、力を盡して調進し、髪結月額のこと迄も見にくからぬ程に心を用ひけり、寅之助、いねに向ひ、我が病にかゝり



愈んこと覺束なし、何方へも再嫁して心を安んずべし、さらば吾此ほとりに小屋を作り、汝には復夫をむかへ、此家を相續せしむべしとまで云ひけれど、いね一向に肯はず、いよく孝貞を盡しけり、舅失せければ、追善怠らず、生るに事ふるが如くなりしかば、官之を賞し、安永二年米を與ふ、

兵右衛門 木地小屋土倉の木地挽なり、寛政七年米を與へて善行を賞せり、

兵左衛門 同村兵右衛門が子にして、弟伊勢吉、小三郎と共に孝行の譽あり、寛政七年いづれも米を賞せられたり、

治助 瀧谷村の人、延享二年孝行の廉によりて米を褒賞せらる、

幸之助 檜原村の人、寛政二年力田の賞として米を與ふ、

萬次郎 同上

彌右衛門 西方村の人、寛政三年善行の褒賞として米を與ふ、

金八郎 湯八木澤村の人、忠孝者の名あり、明和四年米を與へて褒賞す、

吉太郎 田代村の人、忠孝者の名あり、天明六年米を與へて賞す、

宇兵衛 遅越渡の農夫なり、其頃農民の中には、上納物を怠りて歳暮までに漸

く收納し、或は餘債を負ふものさへあるに、宇兵衛のみは春夏の候より青物茸類など賣りて、纒の錢を得て貯へ、少しく積れば庄屋に預け、秋の中には年貢を納め、一年として滞ることなかりしかば、寛永三年米を賜はり褒賞せらる、

左七 河井村の人、天明四年忠義者の賞として米を與へられたり、

かむ 大登村の農民、太右衛門が娘なり、寛政六年貞節を褒賞して米を與ふ、

彌助 宮下村の人、妻を鹽と云ひ、家極めて貧しければ、夫婦身を賣りて農民、莊吉が下部となり、親を養ふ料とす、共に孝心深く、中にも鹽が孝養勝れ、遠近これを稱せり、父死して後は心を盡して老母に事へ、主家の用終れば、必ず歸りて安否を問へり、されども毎夜の事なれば、主家に憚る色もありしに、莊吉夫婦其志に感じ、心のまゝに孝養すべしと許せしかば、彌孝養を盡せしが、主の用は聊もかゝざりきとぞ、斯る善行多ければ、明和五年夫婦を賞して身の代金を與へ、郡奉行をして莊吉をも賞せしめたり、

儀兵衛 間方村の名主なり、寛政三年米を與へて善行を賞す、

傳左衛門 砂子原村の人、弟勇吉と共に孝行の譽あり、享和元年米を與へてその



孝を賞せり、

又吉 五疊敷村の人、明和四年米を與へて孝行を賞す、

甚十郎妻まつ 野尻村の人、家極めて貧しく、頻りに凶喪に逢ひ、公私の債多かりし故、甚十郎は會津郡田島村の農民、小左衛門と云ふ者の許に奉公す、或時甚十郎まつに向ひ、我身を人に委ね、汝獨に田宅を任せ、艱難の營みいつを限りと云ふ事なし、されば夫婦の縁を絶ち、暇を得さすべし、何方へも再嫁せよと云ひしを、縦ひ辛苦を累るとも、女の操を保たんとて聞かず、力耕して宿債を償へり、甚十郎は生質虚弱なれば、主家の勤も心に任せず、身請の金を減すべき便なく、年を逐て増りしに、まつ是をも償ひ返せしとぞ、天明三年米を與へて賞せり、

莊次右衛門 松山村の人、明和三年米を與へて善行を賞せり、

與五右衛門 下中津川村の人、明和三年米を與へて孝行を賞す、

徳兵衛 小中津川村の人、天明七年米を與へて孝行を賞せり、

佐兵衛 小野川村の人、寛政二年米を與へて孝行を賞せり、

龜藏 同村の人、義僕の廉によりて同年米を賞せり、

藤吉 同村の人、佛順の賞によりて同年米を與へて之を賞せり、

太吉 大石村の人、天明六年米を與へて褒賞す、

中丸新右衛門 同村の人、寛政十一年米を與へて孝行を褒賞す、

與七 河口村の人、忠義者の名あり、寛政五年米を與へて賞す、

久七 西谷村の人、母は人の許に奉公し、父も多病にして家貧しければ、十五の時より身を賣りて所々に奉公し、僅に母の身を贖ひしかど、不幸にして其身は未だ奉公の中に母歿し、後は父一人家にあれば、己が身は他にありながら、萬づ心をはこびて養ひけれど、老病の身なれば、あらぬ振舞多けれども、聊か父の心に逆はず、先に河口村に仕へし時、年期満つる頃、主人給金増して留め、請人も組合も留まるべしと勸めけれど、先に母俄に病みて死せし時、遠き所にありて、生前に歸らざりし恨み今に忘るゝこと能はず、父は老病の身なれば、一日の命もはかり難し、縦ひ身の代少しとも、我が村に仕へて朝夕安否を問はまほしとて、遂に同村の中に奉公し、益孝養を盡しければ、寶暦元年米を與へ賞す、

喜右衛門妻某 八町村の人、夫は七十六歳になり、十二年前より中風を煩て歩行



も自由ならず、長病に心亂れ、故なき事にも怒り罵りけるが、妻は是に事へて貞節を盡し、其勞を事とせず、二便の起居は勿論、暑には涼處に床を移し、寒には二便も繁く身の温まる間もなければ、焼火して温めなどして、心を盡して介抱せしが、子の勤六も其行に倣ひて孝養を盡しけり、一日喜右衛門聲高く罵りけるに、近隣の者ども外より窺ひ見れば、左もなき事に妻を咎め撲んとする氣色にて、杖をとり稍追出しが妻は表の方へ走り出で、頓てはきたる草履を脱ぎ、これはき給へ、徒跣にて痛み給はんとてさしむけてぞ出にける、外にある者共、妻の志に感じ、喜右衛門を抑へて引き入れければ、妻も歸りて罪を謝し、とかく夫の心に順ひき、明和三年米を與て賞す、

ひさ 中井村の人、農民莊藏妻なり、貞節の譽によりて寛政八年米を與へて賞す、  
吉三郎 玉梨村の人、家貧しく兩親は多病にて渡世の便なれば、十三歳の時より人に身を賣りしに、主家の事勤め怠らず、頓て身の代をつくのひ、家に歸りしに、伯父の高金に身を賣り、病に罹れると聞きて、弟と共に再び身を賣りて伯父に代り、所々に仕ふること二十年餘、其間には親里へ山川遙に隔てしことも多かりしに、時々家に歸りて二親を省み、病重りし後は、親里近き村にのみ奉公し、主の事畢れば毎夜

暇を乞ひて家に來り、四方山の事語り聞かせ、二親寢に就いて後野山へ出で、薪を採り、或は家の破れなど繕ひぬ、冬は兩親にのみ綿入の衣を著せ、己は肌隠すまでの薄衣ながら、屋上の雪うち拂ひ、夜明て歸るさには、必ず菩提寺の門前をも拂ひしとぞ、常に雪クツ草鞋などつくりて、近邊の者に贈り、二親の介抱を謝しけり、かゝる貧しき者なれば、糧足らざる日には、主人より與ふる一飯の半を分ちて親に贈り、又は其身は食せずして親にのみ贈りし事あれども、飽ぬ色もなかりしかば、主人も其志に感じ、親の料をば別に得させんなど云ひしかど、固く辭して受けざりきとぞ、されば所々の主人も彼が行を感じ、其孝心を遂げしめ、親の世にありしうち、身を贖て家に歸りしこと、孝心のいたせる故ならん、親歿して後は、厚く其追福をいとなみけりと聞えければ、寶永三年米を與へて賞す、

つよ 大栗山村の農民傳四郎妻なり、貞節の賞にて文化二年米を與ふ、

重太郎 板下村の人、安永二年米を與て孝行を褒賞す、

次郎吉 義僕なり、寛政二年米を與へて褒賞す、

久次郎 早戸村の人、義僕なり、寛政七年米を與へて賞せり、



六助 南山御料大鹽組横田村農民加津右衛門が譜代の下男なり、加津右衛門祖父作兵衛が時、高三十石餘の田地を持ち開作す、然るに佐兵衛壯年にて病死し、其の子吉郎右衛門家を継ぎしも、病身なる上幼稚の子供ありて甚だ困窮し、親の如く田地を耕作する能はず、飢渴に及ばんとす、爰に於て六助思ひらく、主人の家は我家の如しと、晝は終日夜はよもすがら、春稼秋獲力を盡して、主人加津右衛門兄弟にも少年より農業を能く教へ、年々の貢物滞なく、村中の者よりは早く上納せしめ、佐兵衛が時のごとく田宅を動かさず、勤続三代に及びしは、六助が功作といふべし、後ち吉郎右衛門病重く、臨終に及びて六助を枕頭に呼び寄せ、其方が年久しき奉公の勞精力人に勝れて勤めぬる故に、田宅にも離れざること世の知れる處、實に満足せり、此度譜代をゆるし、身を立てさすべしといひければ、六助答へけるは、我等の身にとりては高恩身にあまりて感謝の辭なければ、主人夫婦世にながらへ給はん程は、今までの通の身ふりにてさしおかるべし、手足の叶はん内は相働き勤めんと云ひ、扱又六助は母寡婦なるを、主人越川村百姓武兵衛と云ふ者へ再嫁させ、四五年程は共に耕作しけるに、武兵衛病人となり、困窮して一日を送りかぬるを見て、六助主人持な

ればせんかたなく、或は村中の遊び日或は休息の隙ある時は、草履草鞋、鍬柄など作り、小細工をして武兵衛夫婦が助にそなへ、焼畑といふ事、杯働き、飲食より其冬の衣の補ひとしける、八年以前に武兵衛死して母も煩らはしく成りぬ、横田より越川へ壹里程隔てけれども、晝は野山の稼に暇なく、夜な／＼通ひて氣嫌を窺ひ、寒暖をはかり、寝ねよきやうに寢所を補ひ、母の安んずるやうにと心を盡しけり、村を隔て、孝養も思ふまゝにならざれば、同村へ引取度と願ひければ、主人も意に任せ、借屋して養ひ仕へさせける、されども母日を追ひて病衰しければ、願くは同居して介抱を遂げ、幾程もなからん命の内を見果度しと歎きければ、主人加津右衛門彼が孝心を感じて暇を取らせければ、三年の内引添て孝養を盡しける、事の細やかなる、事筆にも盡し難し、又主人に仕へし事の忠信なる事を加津右衛門黙止しがたく、村長より郷里の者感心ふかく、事跡を記し其筋へ申出でければ、會津に達し、寛保三年三月八木若干を下され、其忠孝を表彰せられたり、

とめ 沼平村長嶺半次郎が妻なり、生來柔和にして常に夫の意に背かず、家内睦まじく暮しけり、姑さん、年來血癩にて身體衰弱し、臥してのみ苦しみるを、とめ寝



食をわすれて病床を離れず、これに仕ふるさま、恰も嬰兒を育つるが如く、飲食を始め、兩便に至るまでおのれ一人してあつかへり、もし食物などに好む品あれば、遠路をもいとはず、夜中をも嫌はず、求めて薦めけり、もとより醫藥も手を盡せども、月日にそへて病症のおもりに行くを憂へ、雪降り積る日も、神の社に日參おこたらずして、姑の病の平癒を祈り、そのほどまでは祖父九十九といふもの、八十六になれどもなほ健かなりしが、これもおのづから老病にて起臥かなはずなれるに、子婦しの、また難病にてうち臥せり、とめ此三人を日夜の看護おろそかならずしたりしに、九十九とさんとは、つひに歿しけるが、その後はしの一人の介抱なるゆゑに、少しは息を伸ぶる事も出来にけり、こゝに於て久しき年月の苦勞奇特の至なりとて、明治の初め賞金千疋たまはりけり。

## 第七章 古文書

本章掲ぐる所の古文書は本郡に關係ある領主の眞蹟を掲ぐれども、各町村に最も密接の關係あるものは、多く其町村沿革又は名所舊蹟中に載せたれば、こゝにはそれ等を除きたるもの、中、地理殖産興業等に亘りて之を收む、而して各町村に最も密接の關係を有する古文書は多く其町村沿革の下方に附せり之れ考證に便せんが爲にして、又時に名所古蹟の章に挿入せるもあり。

〔杉原禎造所藏〕 ○永井野村

葦名盛氏書狀(寫)

其已往者無音何事候哉、無御心元存候、仍碧泉寺愚老別而御憫切申候方ニ候、今般柏山御下向候、路次中上下無相違勘過いたし候様に、憑入斗心事猶後方口上可有之候條、不具恐々謹言。





草名盛氏書狀

九月十九日

六七〇

白石殿  
(署名) 盛氏(朱印)

〔初瀬川健増所藏〕 ○小谷村

草名盛氏書狀

由於吾々も令分別候、何分にも以御分別、佐竹へ無二御懸望之儀、肝要令存候、從當方  
者道堅憑入差越申候、只今之刻可入御分別□候歟、然者山内之儀、其間候哉、長沼預て  
到來候、本望至極候、併一向僞候、横澤方之儀も黒川へ被罷越候、扱又たか之儀承候、盛

近日之動に□□(山村カ)え被及合力候、  
世間如此之時節、御進退大切之  
儀候、更ニ不苦儀候、西方一ヶ所  
御落居候も、縦田へ被及御合力  
候共、御滅亡之儀も不可有程之

隆手前ニ<sup>(四カ)</sup>廿も五も所持之條、差越可進之由□

催促申候、不通申様越不申候、近頃無油斷存候、  
餘ニ無御心許候條、老子近習之者所持申候を  
被所望候て、差越進之候、恐々謹言、

三月十日

(署名盛氏)  
止止齋(花押)

二階堂殿

〔杉原禎造所藏〕

上杉景勝公書狀

如注進者、去朔日新發田向其地相勸候處、取合、  
敵數多討捕之由、雖不始儀候、地衆粉骨無比類、  
候、併其方兼日無油斷故、與感入候、因茲出馬之  
儀尤相心得候、信越兩口仕置申付、其表進發、新  
發田對治令決定候、其内背名人數打振、今可相



草名盛氏書狀







いせ殿  
とさ殿

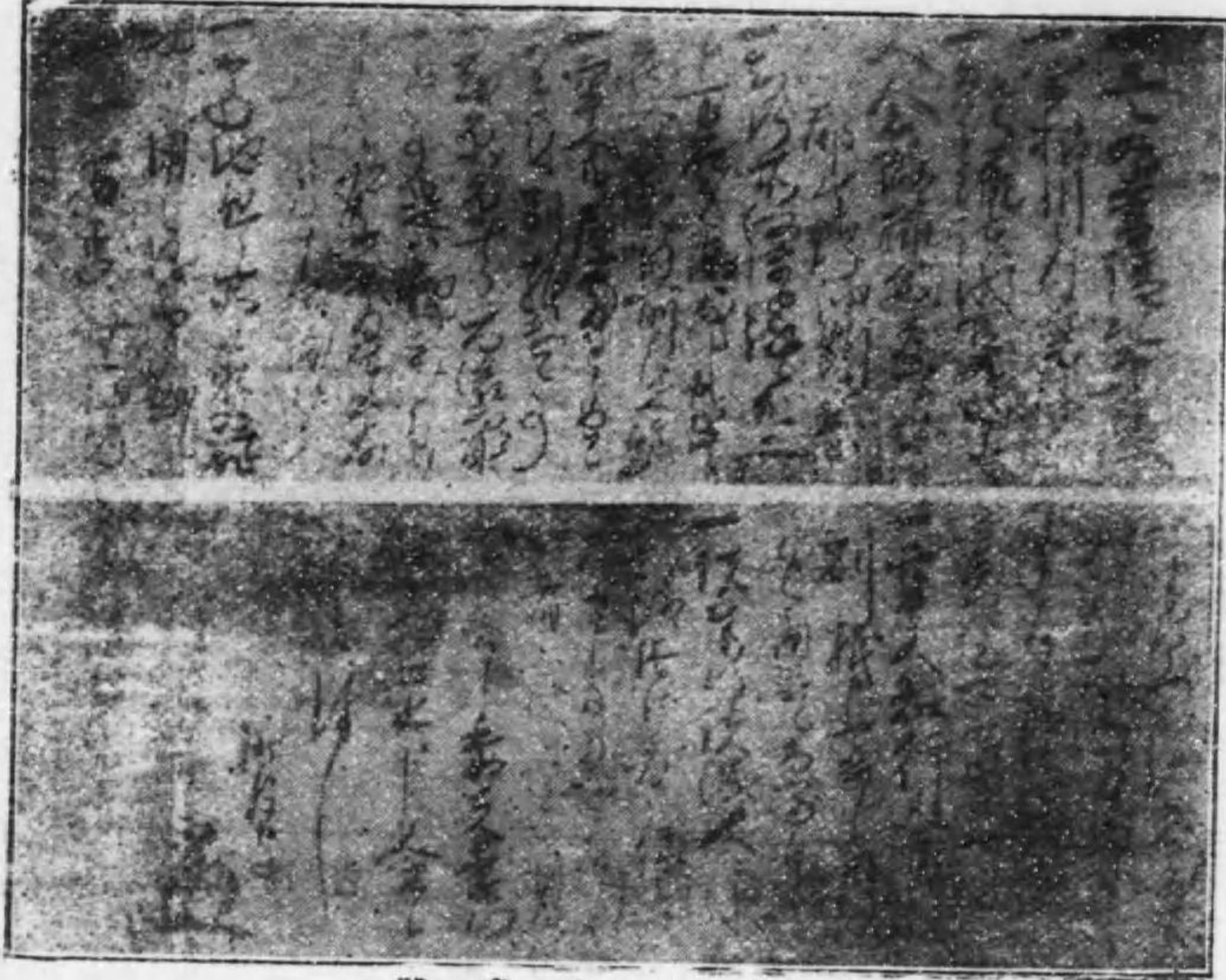
實通は重通の父にして出雲と稱し、天文八年八月九日生れ、天正二年五月六日三十六歳にて卒す、重通は天正十三年關柴合戦に彌中が首を取りし強の者、出雲守のことなり、年代考ふべし。

新編會津風土記に實通と載せられたるが、草體を究むるに實にあらず重なり、依て今茲に重通と改め載す。

〔田中仙三所藏〕 ○高田町

保科正之書狀

- 一、三之九普請次第事、
- 一、關根川よけ普請事、
- 一、知行流諸代官共ニいかにも入念改候様ニ、急度可申付候、彌郡奉行油斷有間敷事、
- 二、知行所何ほと流候共、二十萬石之高にならし、家中も藏入も取同前たるべき事、



保科正之書狀

- 一、牢人共ニ屋敷とらせ候、かき付刷紙ニ遣候事、
- 一、茂原市次郎ニ百俵爲取可申事、是は親のあとよりもすき候へ共、久敷奉公候故、如此之旨申可渡候事、
- 一、當地色と品と取込候故、切と用之儀不申越候、大一萬事に無油斷、指引可申付候事、
- 一、半左衛門儀先度之大煩故、氣力困候よし聞及候、様子無心元候、養生可爲專一事、
- 一、牢人知行合力之事、別紙申可遣候、目錄之通重而可申被付候事、
- 一、諸奉行諸役人に彌氣をつけ、度と様子





福西吉左衛門 稻田數助 狀書

改見可申事之もまされ候者をば早々其旨可申遣候、委者遠山伊右衛門口上に申合候、恐々謹言、

肥後守

八月廿三日

正(花押)

保科民部殿

一瀬菅兵衛との

篠田半左衛門との

〔坂内深七所藏〕 ○尾岐村

以上

漆之木有之在々所々、蠟漆御年貢ニ付て迷惑仕由、然ハ諸在郷肝煎百姓手柄次第ニ、漆之木植ふやし可申候、何程多ふへ候共、今迄村々

納來候御年貢を御増候て被召上儀、末代迄有之間敷候、然上は、以來枯木、風折木、又は如何様之申分雖有之、今迄之御帳面之木數之内、一本も御引有間敷候間、得其意漆之木修理可仕候、在々くつろき候様ニと思召、右之通被仰出候條、以來遠變有間敷候、全存其旨精を入、うへふやし可申者也、

元和六九月十五日

福西吉左衛門

宗長 (判)

稻田數馬助

貞大 (判)

大沼郡小山村

肝煎百姓中

一書申入候、先日者此方へ爲見舞被越候由、令満足候、母宜しく氣分すきくとよく候間、可心安候、此方用之事情は、可被申越候、尙々無心之儀に候へ共、駒にかい候間、其元山邊に候間、くつろぎのは、それにてほしはにいたされ、たわらに貳ひやう三ひやう、



づ、申うけ度候、其方よりあぶと大岩へも申遣候て、貳三ひやうツ、くれ申様に願入候、すかぬまゑび山へも我ら方より申付候と申遣候て可給候、今時分のもの宜しく候間、よく／＼ほし候て、たわらに入越申様に頼入候以上、

七月十二日

小山村

黒田九兵衛(花押)

大炊助とのへ

以上

急度申遣候、杉原村へ其村より藤七郎入作いたすよし、それニ付當年貢一升も壹文も不出ニ付、給人衆より人しち被取候處に、彼藤七郎即走候由ニて、杉原肝煎方へ其方より届候由、申來候、彼藤七郎此方ニ居申候、様子可相尋候間、杉原肝煎同道いたし、今晚可罷越候、時分之儀ニ候間、油断仕間敷候、爲免態申遣也、

十二月廿三日

栗田助右衛門(花押)

小野寺次大夫(花押)

大沼郡

小山村大炊介へ

尙々其方ニ借狀可有之候間、急ぎ幸便此方へこさるべく候、小判拾兩の請取も可被遣候以上、

幸便候間一書申遣候、然者恒川又右衛門に我等肝煎候而、金子拾兩壹分判被借候處ニ、色々申候得共、唯今小判拾兩差被出候、其方被存候ハ久敷金ニ候間、せめて壹分判ニ而返し可申儀ニ候へ共、兩判ニ而返され候儀、不及是非候、日本之神、我等心しられ候間、不及申候へ共、兩判ニ而被返候段、不及是非候、□兩判ニ而候とも、先ひろい被申たるとおもはるべく候、我等手前成候はゞ、急度可致事に候へ共、こつちき迄致候躰ニ候間、はじをかき申候、尙重而申べく候、恐々頓首、

七月十三日

守岡閑柄 花押判

高田村五郎兵衛殿



〔杉原禎造所藏〕

大沼郡之内永井野村當免之定

高千四百六拾八石九斗七合

内百五拾貳石六斗六升九合

殘千三百拾六石貳斗三升八合

取五百貳拾六石四斗九升五合

高五石九斗三升四合

取貳石三斗七升四合

取合五百貳拾八石八斗六升九合

内貳百六拾四石四斗三升四合

貳百六拾四石四斗三升五合

高五石四斗八升八合

取壹石貳斗七合

本 田

當 不 作 引

四 斗 成

新 田

四 斗 成

米 方

金 方

新 田

貳 斗 貳 分 成

金 方

右之通急度可致皆濟者也

寛文十二壬子年霜月十五日

飯田兵左衛門  
菅 勝 兵 衛  
小原五郎左行門

陸奥國大沼郡永井野村

蠟漆勘定目錄

漆木三拾貳本

一 永貳百貳拾九文三分

此蠟壹貫三百七拾六匁

一 永七百三拾貳匁七分

一 永六拾四文

此漆三合貳勺

合蠟七百三拾貳匁七分

金壹分永四拾三文三分

不 足 代

口 不 足 代 蠟



右渡方

永拾六文八分

永三拾貳文

金四兩永百六拾三文

此蠟三拾六貫六百三拾四匁三分

差引

金三兩三分永百六拾八文五分

被下金

右者去亥年蠟漆書面之通勘定相濟候ニ付、小手形引替一紙目錄遣之者也、

寶曆六年子十月

江川太郎左衛門

御法度書物之事(拔萃)

定

一、在々ニて鳥を取事、兼て御法度ニ候、萬一相背者有之を隠置、脇より洩聞へ候は、其人ハ不及申、五人組並名主(爲脱カ)可曲事候、

一、於郷村鐵砲打候者見出し候ハ、其名苗字を尋、何故を以打候と様子承届、其上不審ニ候ハ、急度注進可致候、一切構無之罷在、脇より聞へ候は、其村々肝煎百姓可爲越度者也、

右之通御奉行衆より被仰出候間、郷頭寫置、面々觸候下々郷村肝煎百姓に可被論候、

一、在々ニて轉變其外諸勝負、如毎年堅御法度ニ候間、自今已後者兼て申候通、百姓家並近所の者共、或五人七人、或は拾人計宛與合、其中間として吟味仕様に堅可申付候、自然脇口より知れ候ハ、就宿候ものハ、妻子迄賣候程、過料可申付候、組合の者共ハ、其分限を勘へ、是も過料を可申付候間、中間にて無油斷吟味仕候様ニ可申付候事、

一、他領へ費用取ニ參候者ハ、或ハ三人四人、或は五人組合板札壹枚相渡、其上先之狀を添遣し、罷歸時分ハ返事を取可參候、若組合之札の内壹人も残し置罷歸候ハ、其者を押返し、迎ニ遣し、召返し札與合の者とも不殘過料可申付候事、

一、郷頭ニ斷も不仕、板札をも不取、他國へ費用取ニ參候もの有之候ハ、是も五人組



の内にて致吟味、早々迎を遣呼返し可申候、迎ニ參候時分は、郷頭を以此方へ斷いたすべく候、内證にて迎を遣候とも、已來申譯候共、此方へ無斷ニ用立間敷候、次ニ迎の者の路錢者、組合之内にて貫可申、其者召返し候て、一村の内近き親類縁者ニ割符申付、同出可申候、縦他組ニ候共、親子兄弟より賀舅の間は貫の割符通間敷候、欠落ものゝ迎右同前の事、

一、他國へ商ニ參候者ニ、其身分限を勘へ、商賣ものゝ様子吟味いたし、日數を定、親類縁者請ニ立、郷頭より紙札を渡し可申候、畢竟者越後白峯の銀山へ不參様に吟味可致事、

一、其村水吞たりといふ共、拾人組へ入可申付、他國の者ハ不及申御領分の者成とも、他村のもの一切宿不仕様ニ與合之内にて可致吟味候、若不苦者ニ候ハ、肝煎ニ斷仕可指置候、自然郷頭へ斷も不仕、他所より費用取ニ參候者宿仕候ハ、拾人與並宿共ニ過料右同前の事、

右の條々小百姓ともニおこたらず、折々可申付由肝煎に急度可申渡候、自然一通申渡許にて、重て不申渡候ハ、肝煎令籠舎、其上過料可申付候、其時ニ至りて

一言の訴訟申上間敷候、仍て如件、  
(萬治三年)  
 子二月朔日

關 藤右衛門(判)

諸郷村にて火用心仕様の次第

- 一、來る十五日より五月朔日迄、一日一夜替火の番指置可申候、小村ニハ壹人若人居、遠く大き村ニハ貳人も三人も其村ニ應て火之番可指置候、番の者廻り様晝三度夜三度宛廻り、火の用心無沙法成さる様ニ致可申付、風吹候時分、晝四五度夜四五度廻り、火本無油斷念を入候様にと可申觸候事、
- 一、大き成村ニハ高やくらをあけ廻り候、其間ニハ矢倉ニ居、火事有之歟遠見可仕候、自然火事出來候ハ、火本近所のもの並火の番先はしりより、成程精を出し、火をきやし可申、若油斷於有之は可爲越度事、
- 一、ともし火一切持ありき申間敷候事、
- 一、いろりニ灰をかき、或は軒のひ、或はせつちんへ捨させ申間敷候、屋敷の内家の遠き所へ捨置可申事、



一家内に入無之時分、火をたきすて、外へ出間敷候、不叶用所にて出候はゞ、火をしめし可罷出候事、

右之通村々肝煎百姓ニ堅可申付候、若火事出し候はゞ、火本の義ハ不及申、其日々番の者並肝煎可爲曲事者也、

(萬治三年) 子、二月朔日

關 藤右衛門(判)

〔寛永五年辰 大沼郡御給人分高目録〕 ○坂内深七所藏

大沼郡給人分

- 藤原村 一百六拾八石貳斗貳升者
- 藤室村 高百四拾五石六斗六升ノ内
- 郷原村 一七拾貳石九斗三升三合
- 上居合村 一百五拾三石壹斗貳升者
- 北柳原村 一百八石八斗七升者
- 下柳原村 一貳百七拾五石三斗壹升者

- 下柳原村 一百九拾貳石八斗九升者
- 中前田村 一貳百拾壹石八斗壹升者
- 邊澤村 一貳百九拾貳石六斗三升八合
- 西田面村 高三百九拾六石八斗四升ノ内
- 西田面村 一四拾六石八斗四升者
- 下馬渡村 高貳百六石三斗九升六合ノ内
- 佐知川村 一五拾六石三斗五升六合
- 西馬渡村 高三百七拾五石壹斗九升ノ内
- 西馬渡村 一貳百三拾八石壹斗壹升九合
- 上馬渡村 一八拾五石者
- 新寺村 一三百拾四石者
- 上米塚村 一三百貳拾八石八斗貳升者
- 中野村 一四百七拾九石壹斗壹升者
- 中野村 一三百五拾三石四斗壹升者



- 一百三十拾石九斗六升者
- 一六拾七石貳斗五升者
- 一四十六拾貳石三斗者
- (朱書) 入木出ス付無役
- 一八百拾五石八斗五升貳合
- 一百八拾石者
- 一七拾五石九斗三升者
- 一百四拾四石四斗貳升者
- 一百六拾貳石五升者
- 一四十六拾七石八斗八升者
- (朱書) 高貳百五拾石八斗八升ノ内
- 一六拾七石四斗三升八合
- 一八百貳拾六石五斗者
- (朱書) 高三百拾八石三升三合ノ内

- 中島村
- 石佛村
- 加鹽村
- 神指村
- 横沼村
- 銀冶屋敷村
- 深川村
- 上吉田村
- (〇、) 深村
- 森代村
- 上高野村

- 一貳百拾貳石三斗六升壹合
- 一百八拾八石九升者
- (朱書) 若松ノ嶽作故無役
- 一八拾六石貳斗壹升者
- 一七拾八石四斗七升者
- 一百四拾八石七斗三升者
- 一三百三拾三石八斗壹升者
- 一六百七拾六石四斗五升者
- 一三百貳拾五石九斗五升者
- 一九拾四石七斗八升者
- 一四十九拾石壹斗五合
- 一三百七拾五石六斗七升者
- 一三百拾八石四斗四升者
- 一三百九石壹斗五升者

- 平澤村
- 天満村
- 仁王寺村
- 堀ノ内村
- 新堀村
- 萩窪村
- 下中川村
- 西勝村
- 岩淵村
- 杉原村
- 上中川村
- 竹原村
- 北村



- 一百五拾三石五升者
- 一三四拾貳石四斗五升者
- 一七拾四石九斗三升者
- 一百七拾六石八斗八升者
- 一五拾石六升四合
- 一八拾六石九斗三升者
- 高貳百三拾九石壹斗貳升ノ内
- 一百五拾貳石五斗八升貳合
- 一九拾四石五斗貳升者
- 一貳百拾三石三斗者
- 一百三拾貳石六斗八升者
- 一百八拾石五斗五升者
- 一五拾七拾三石五斗六升者
- 一三拾七拾九石四斗六升九合

- 箕作村
- 西麻生村
- 大島村
- 下米塚村
- 北後庵村
- 二堂村
- 金屋村
- 下野村
- 東麻生村
- 宮下村
- 寺堀村
- 宮袋村
- 安田村

- 一六拾壹石八斗六升七合
- 一四三石九斗五升者
- 一三拾九石九斗六升者
- 一百五拾貳石壹斗四升五合
- 一百七拾四石七斗五升者
- 一三拾六石壹斗者
- 高百七拾貳石六斗八升ノ内
- 一八拾貳石八斗貳升六合
- 一四拾六拾五石七斗四升者
- 一百五拾七石三斗九升五合
- 一貳百拾八石八斗八升三合
- 一三拾五拾貳石四斗四升者
- 一六拾四石六斗六升者
- 一五拾九拾八石四斗七升者

- 佐布川村
- 寺崎村
- 米澤村
- 杉野内村
- 上戸原村
- 松岸村
- 屋敷村
- 中荒井村
- 二日町村
- 石原村
- 田村山村
- 新在家村
- 鷺林村



- 一百貳拾五石貳斗五升者
- 一百九拾五石五斗五升者
- 一百三石四斗五升者
- 一貳百七石九斗九升八合
- 一四拾五石五斗三升者
- 一七拾貳石貳斗者
- 一四拾六石者
- 一貳百五拾貳石五斗九升者
- 一四十七拾六石貳斗七升者
- 一四十四拾八石九斗貳斗五合
- 一貳百四拾三石四斗九升者
- 一百八石五斗七升者
- 一四十四拾石九斗九升者
- 一貳百三石壹斗七升五合

- 館 今泉村
- 中 里村
- 本 田村
- 出 尻村
- 臺 田村
- 荒 田村
- 寺 入村
- 惡 澤村
- 檜 目村
- 根岸中田村
- 立行寺村

- 一 九百貳拾五石八斗六升三合
- 一 九拾三石八斗五升者
- 一 百九拾貳石壹斗五升六合
- 一 貳拾三石四斗三升五合
- 一 三百貳拾壹石五斗八升七合
- 一 五百六拾五石八斗者
- 一 三百八拾石壹斗四升者
- 一 三百七拾壹石壹斗九升者
- 一 三百七拾貳石三斗六升者
- 合貳萬貳千六百貳石七斗七升貳合

- 小 澤 村
- 大 石 目 村
- 築 田 村
- 出 戶 田 澤 村
- 喬 目 村
- 澤 田 村
- 下 高 野 村

内

六百五拾石三斗九升者

無

役

殘而壹萬千九百五拾貳石三斗八升貳合ハ役高

寛永五年辰

第七章 古文書



十一月十日

大沼郡高田村肝煎中

堀江喜左衛門

〔寛永七年大沼郡御藏入分高目録〕○同上

大沼郡御藏入分

森又兵衛

一千三百六拾石者

下荒井村

一百七拾貳石六斗壹升者

入田澤村

入木出スニ付無役

一六百三石四斗八升者

新屋敷村

一四百壹石貳升者

眞綿村

一四百八拾三石壹斗四升者

法用寺村

水餅仕故無役

一貳百五拾六石八斗七升貳合

高瀬村

一三百三拾壹石貳斗七升者

泉村

高九百貳拾五石八斗六升三合ノ内

一貳拾六石四斗五升貳合

小澤村

一三千六百三拾四石八斗四升四合

小野寺次太夫

一貳千貳百八拾五石貳升者

高田村

一六百拾八石八斗九升者

小松村

高八拾六石九斗三升ノ内

一三拾貳石六斗八合

二堂村

一千貳百四拾七石貳斗五升者

境井野村

一三百九拾七石八斗三升四合

長岡館村

一五百六拾石五斗者

粒良岡村

一八百拾壹石九斗五升者

八重松村

一六拾壹石貳斗五升者

大岩村

一一百三拾石壹斗六升六合

甲村



- 一 貳拾貳石九斗三升貳合
- 一 百九石貳斗八升者
- 一 八拾石貳斗九升貳合
- 一 九拾壹石壹斗七升五合
- 一 貳拾五石九升者
- 一 四拾八石者
- 一 四拾七石者
- 一 三拾壹石八斗壹升者
- 一 九百六拾石九斗貳升者
- 一 八拾八石壹升四合
- 一 三拾七石壹斗七升七合者
- 高三百拾八石四斗四升ノ内
- 一 貳拾壹石七斗三升九合
- 高六百六石四斗貳升九合ノ内

- 藤江村
- 魚淵村
- 觀音堂村
- 落合村
- 沼平村
- 大室村
- 菅沼村
- 蛇喰村
- 八木澤村
- 松澤村
- 牧内村
- 竹原村

- 一 六拾四石五斗六升三合
- 一 百壹石七斗壹升貳合
- 一 千三百貳拾五石四斗貳升者
- 入木出スニ付無役
- 一 五百九石四斗三升者
- 入木出スニ付無役

- 鷺林村
- 小山村
- 東小役<sub>(俵)</sub>村
- 赤留村

- 高百五拾貳石壹斗四升五合之内
- 一 拾六石四斗貳升八合
- 一 七百七拾石壹斗五升五合
- 一 貳百四拾九石三斗四升者
- 高三百七拾九石四斗六升九合ノ内
- 一 四拾五石貳斗壹升七合
- 一 五拾貳石七斗六升者
- 入木出スニ付無役

- 杉内村
- 長井野村
- 池端村
- 安田村
- 海老山村



壹萬八百四拾三石九斗貳升貳合

長井善右衛門

一千四百貳拾八石貳斗六升八合

橋詰(詰)村

三百拾三石壹斗六升九合

富岡村

三百六石六斗者

福光寺村

一百貳拾四石八升四合

小川窪村

貳百九拾貳石五斗五升三合

市野村

五百八拾六石六斗六升壹合

領家村

三千五拾壹石三斗三升五合

野村九左衛門

七百拾五石三升三合

西勝村

貳百六拾四石三升者

本郷村

四百貳拾三石者

大八郷村

四百五拾七石者

上荒井村

一八百五拾四石八升四合

入木出スニ付無役

福長村

貳百八拾九石四斗壹升者

内五拾三石九斗九升貳合者

相川村

残而貳百三拾五石四斗壹升八合ハ

袖役ニ引高

五百四拾九石九斗六升者

藤田村

八百七拾壹石九斗六升者

東黒川村

無役

四千四百貳拾四石四斗七升七合

平田庄兵衛

五百八拾八石八斗九升四合

内百貳拾七石八斗七升者

徳久村

残而四百六拾壹石貳升四合ハ

袖分無役高

七拾八石貳斗六升者

宮内村



大沼郡誌

入木出スニ付無役

一百三拾石九斗六升者

一百三拾七石七斗九升者

入木出スニ付無役

一四拾八石者

内貳拾石五斗者

残而貳拾七石五斗者

一三拾五石五斗七升者

炭出スニ付無役

一三拾五石貳斗三升者

一八百三拾七石三斗四升者

一百九拾壹石三斗八升者

入木出スニ付無役

一六拾六石五斗五升者

中島村

原村

大巢子村

・ 袖役ニ引

役 高

二平次村

川谷村

大石村

小鹽村

大豆田村

入木出スニ付無役

一八拾壹石三斗九升者

入木出スニ付無役

一四拾六石四斗貳升者

一貳百八拾石貳斗貳升者

無役

一貳百六拾四石八斗四升五合

入木出スニ付無役

一三百三拾壹石四斗七升者

入木出スニ付無役

一七拾九石七斗三升者

入木出スニ付無役

一七拾八石七斗七升者

内五拾三石七升者

下天屋村

馬越村

倉川村

□ 澤村

□ 屋村

上天屋村

黒森村

袖役ニ引



一 貳拾三石七升四合

役 高

一 千九石七斗貳升者

面川澤村

内六拾石七斗五升壹合ハ

面川村

殘而九百四拾八石九斗七升五合ハ

無 役

ノ 四千三百四拾五石六斗六升三合

入江喜太夫

一 五百八拾石七斗壹升ハ

一ノ關村

入木出スニ付無役

一 百貳拾壹石九斗者

花坂村

内三石壹斗七升ハ

袖役ニ引

殘而百拾八石七斗三升ハ

役 高

一 拾三石九斗三升者

策屋敷村

無役袖役ニ引

一 七百七拾石七斗三升七合

□木村

一 千五百四拾貳石四斗八升者

小山村

無 役

一 六百貳拾貳石五斗貳升七合

堤澤村

入木出ニ付無役

ノ 三千六百五拾貳石貳斗八升四合

藪次郎左衛門

一 七百九拾五石四斗者

瀧澤村

一 六拾五石壹斗四升者

金堀村

一 百九拾五石七斗九升者

牛墓村

一 百五拾九石貳斗壹升者

中田村

一 三百七拾四石五斗壹升四合

赤井村

一 六百九拾六石六升六合

高三百九拾六石八斗四升ノ内



一三百五拾石者

一七百拾壹石八斗六升貳合

一一百七拾七石六斗七升三合

一貳拾四石貳斗三升者

一八拾九石四斗四升三合

一三千六百三拾九石三斗貳升八合

伴 甚 丞

一三百貳拾壹石七斗四升者

一四百拾五石四斗者

一六百三拾壹石四斗九升壹合

一貳百六拾五石五斗五升者

一一百六拾壹石貳斗六升者

無役但物成三分高ク出ス故

一貳百六拾石八斗四升者

西田面村

天寧寺村

寶積寺村

湯本村

東田面村

下居合村

高久村

同村町人出作

下小屋村

一貳百貳拾石八斗六升貳合

一七拾五石壹斗四升五合

一貳百九拾八石三斗三升者

高貳百五拾石八斗八升ノ内

一一百八拾三石四斗四升貳合

一貳百四拾五石三斗八升者

一三百七拾七石五斗三升者

一三千四百五拾六石九斗七升

一四百六拾九石壹斗七升者

高百四拾五石六斗六升ノ内

一一百壹石五斗七升六合

一三百六拾貳石三斗者

若松方出作故無役

第七章 古文書

中地村

下吉田村

沼木村

東森代村

西柳原村

下荒久田村

井上權右衛門

藤室村

達广分



一百七拾四石三斗三升貳合

右同理

一貳百貳拾七石八斗貳升九合

右同理

一百六拾九石七斗九升五合

右同理

一三百七石貳斗壹升者

右同理

一千七百四拾五石三斗八升者

内千六百六拾五石三斗八升者

殘而八拾石者

一六百四石貳斗三升者

若松方町人出作故無役

四千百六拾壹石八斗貳升貳合

石堂分

赤岡分

小貝宮分

八角分

小黑川分

無役

役高木戸村分

上河原村

原孫介

逆瀬川村

西方村

湯八木澤村

檜原村

宮下村

瀧谷村

大石田村

玉無村

小栗山村

大石村

中井村

八町村

河口村

一貳百三拾貳石貳斗貳升者

一四四三石四斗者

一七拾七石三斗壹升者

一貳百八拾石者

一百四石者

一百拾七石者

一三百六拾貳石四斗四升者

一三百石者

一三百貳拾壹石者

一貳百七石貳斗貳升者

一九拾六石六斗七升四合

一八拾五石八斗者

一百三拾七石五斗七升者



- 一百拾五石四斗八升者
- 一百三拾八石貳斗八升者
- 一貳百九拾五石八斗壹升者
- 一貳百九拾貳石三升者
- 一百五拾石者
- 一貳百五石貳斗五升者
- 一百八拾九石壹升五合
- 一百貳拾四石壹斗八升者
- 一六六拾石者

四千八百九拾四石六斗七升九合

- 一貳百石者
- 一五百五拾石者
- 一七百石者

- 西谷村
- 太郎布村
- 沼澤村
- 大栗山村
- 大登村
- 河井村
- 名入村
- 本名村
- 宮崎四ヶ村
- 坂井甚太夫
- 小中津川村
- 下中津川村
- 野尻村

- 一五拾五石者
- 一百五石貳斗六升六合
- 一拾貳石四斗六升者
- 一六拾八石四升三合
- 一貳百七拾石者
- 一百九拾六石六斗六升六合
- 一五拾九石五斗七合
- 一九拾石八斗者
- 一拾石五斗壹升六合
- 一拾貳石貳斗五升者
- 一四拾五石者
- 一八拾石八斗四升八
- 一五拾八石者
- 一八拾石八斗四升九合

- 松山村
- 砂子原村
- 五帖敷村
- 桑原村
- 田代村
- 大谷村
- 黒澤村
- 广方村
- 九々明村
- 澤中村
- 鳥屋村
- 浅俣村
- 大成澤村
- 牧澤村



- 一四拾四石者
- 一六拾五石八斗七升者
- 一四拾九石六斗四升者
- 一八拾四石九斗九升者
- 一三拾五石七升者
- 一貳拾石五斗者
- 一五拾七石者
- 一貳拾五石九斗者
- 一四拾四石九斗三升八合
- 一貳百貳拾壹石五斗六合

無役

- ひわの須<sup>(首丸)</sup>村
- 大嶺村
- 高森村
- 遅越渡村
- 中村
- 漆峠村
- 小野河原村
- 芋小屋村
- 蕪中村
- 輕井澤村
- 小野川村
- 佐倉村
- くい丸村

- 一貳百七拾七石貳斗六升者
- 一貳拾三石壹斗五升者
- 一九石壹斗五合
- 一拾六石四斗三升者
- 一四拾八石五斗三升者
- 合五萬四百八拾四石六斗三升者

内

- 大芦村
- 中在家村
- 中村
- 入やかち村
- 下やかち村

壹萬貳千七百八拾九石四斗五升壹合  
 殘而三萬七千六百九拾五石壹斗七升九合

以上

本高  
 無役  
 役高

午ノ三月廿六日

堀江喜左衛門

大沼郡内

高田村肝煎中へ





大沼郡誌 終

大沼郡誌



第壹圖 藩領ト幕領



△ 凡例  
郷頭所在村  
道 路  
川 沼  
藩領ト幕領境



第壹圖 藩領ト幕領



△ 凡例  
 郷頭所在村  
 道 路  
 川 沿  
 藩領ト幕領境





第貳圖 組分



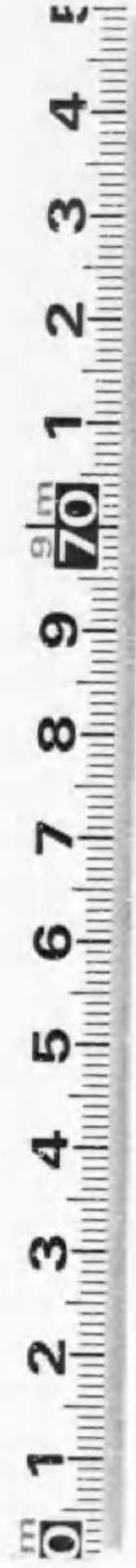
△ 元 (擲頭所)  
 組 元 (在村)

川 沼





第貳圖 組分



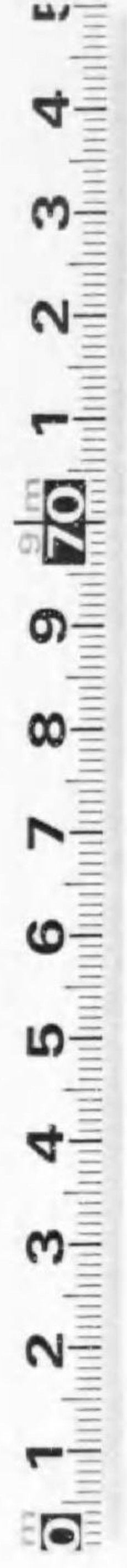
△ 九例  
組元 (郷頭所)  
川 沼







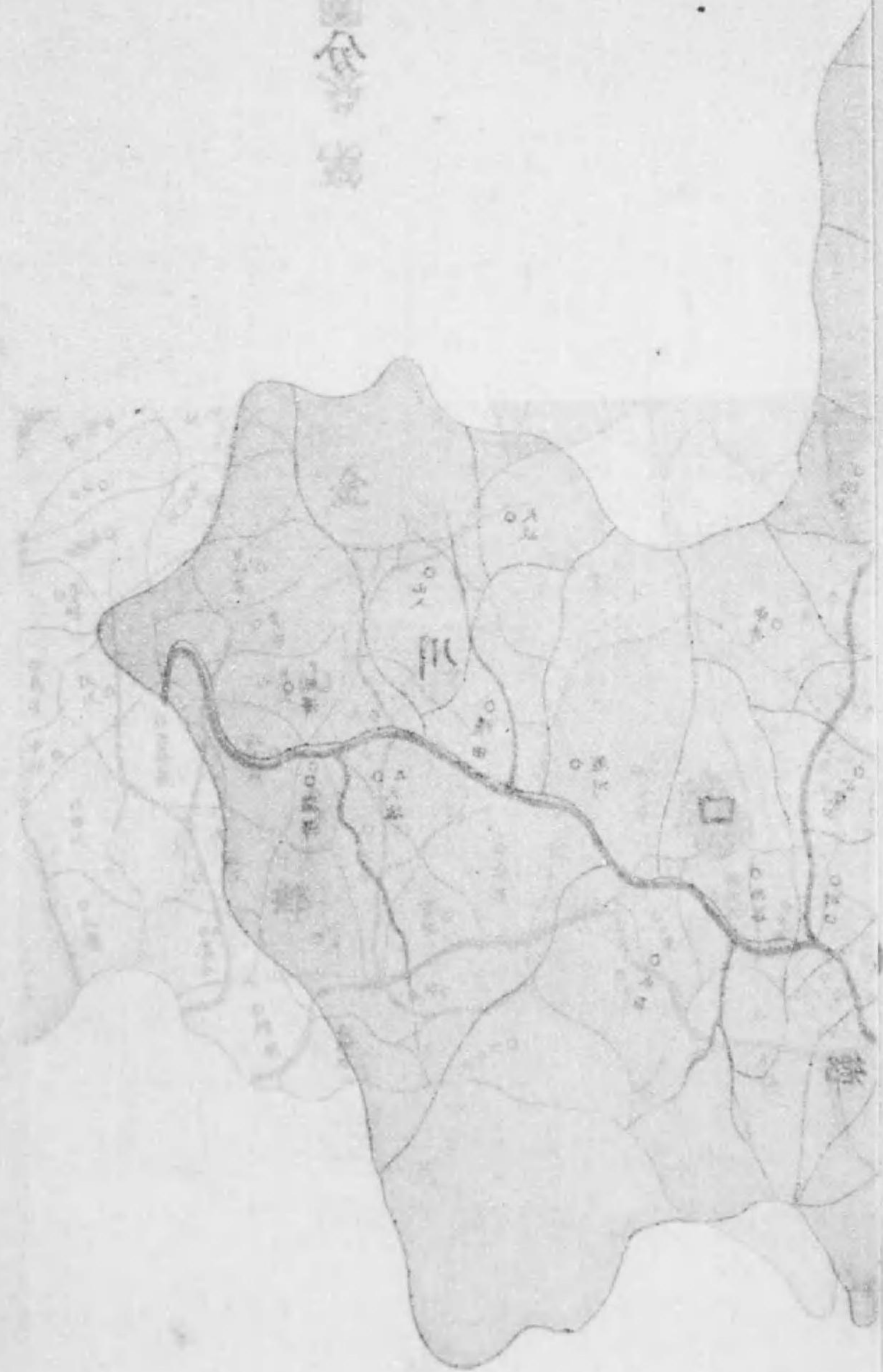
第參圖 郷分



△ 元組  
○ 郷頭所  
○ 川沼



大沼郡



大正十二年四月十五日印刷  
大正十二年四月二十日發行

大沼郡誌奥附

編輯者兼  
發行者

大沼郡役所

印刷者

東京市神田區今川小路三丁目九番地  
長坂金雄

不許  
複製

印刷所

東京市麴町區飯田町二丁目五十番地  
京華社



519

32



終